

# 愛媛県信用保証協会の現状

愛媛県信用保証協会  
ディスクロージャー誌

# 2018

Ehime Guarantee

## ごあいさつ

愛媛県信用保証協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も当協会の業務内容・業績・事業計画などについてご理解を一層深めていただくため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌を通じて、協会の業務への認識を深めて頂きますとともに、有効にご活用頂ければ幸いに存じます。

さて、愛媛県経済は昨年から引き続き、本年度も緩やかな景気回復が続くと予想されますが、海外経済の不確実性や金融市場の変動等、景気の下振れリスクを抱えており、さらに、原油・原材料価格の上昇や人手不足による賃金上昇等から収益環境の悪化も懸念され、県内中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このような中、当協会は、昨年5月に「瀬戸内エリア全体」の観光関連事業者に対して、瀬戸内観光の活性化と、瀬戸内ブランドの価値向上や新たな観光需要の創造のための保証「ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)」を創設したほか、昨年12月には愛媛県が実施する創業支援と連携した、創業後における事業の安定・成長のための保証「創業フォローアップ保証(通称:セカンド)」を創設するなど、地域経済の活性化に取り組んでおります。

また、本年4月には信用保証協会法が改正され、信用保証協会の業務に「経営支援」が追加されたことを踏まえて、当協会は地域経済を担う中小企業・小規模事業者にとって「役に立つ協会」となるために、経営改善や再生支援への対応を強化するほか、創業や事業承継への金融支援にも積極的に取り組んでまいります。

当協会では、今後とも信用補完制度の役割を十分認識し、中小企業金融政策の中核的担い手として、金融経済状況に合致した保証制度の創設等に努めるとともに、地元中小企業の振興と地域経済の活性化に、役職員一同尽力していく所存でございます。

皆様には、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月

愛媛県信用保証協会

会長 上甲 啓二

▶ 信用保証協会の目的と概要	
目的・基本理念・当協会のシンボルマーク	2
当協会のプロフィール・沿革・根拠法律と主務大臣	3
▶ コンプライアンスと個人情報の取扱い	
コンプライアンス態勢	4
個人情報保護への取組	6
▶ 信用保証協会のしくみ	
信用保証協会の役割	8
信用補完制度(信用保証制度と信用保険制度)について	9
▶ 当協会の業務について	
ご利用にあたって(保証をご利用いただける方・保証の内容等)	12
信用保証業務の流れ	14
責任共有制度について	15
信用保証料について	16
信用保証制度のご案内	18
広報活動について	20
相談窓口について	21
▶ 中期事業計画と年度経営計画について	
第5次中期事業計画(平成30年度～平成32年度)	22
平成30年度経営計画	24
▶ 平成29年度事業報告	
事業概況	26
信用保証実績	28
貸付条件変更・セーフティネット保証の取組みについて	31
平成29年度トピックス	32
▶ 平成29年度財務報告	
貸借対照表・財産目録(図解)	34
収支計算書(図解)	36
基本財産	38
▶ 役員構成・組織図・ネットワーク	
役員構成	40
組織図	41
ネットワーク	42

# 信用保証協会の目的と概要

## 目的

愛媛県信用保証協会は、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

## 中小企業の振興と地域経済の活力ある発展を目指して

### 中小企業のために

日本の産業社会において、事業所数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて重要な存在です。

愛媛県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的機関として、金融上の強力な「保証人」となって、中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」の役割を果たしています。

### 金融機関とともに

信用保証協会は中小企業の潜在的成長力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、中小企業の活力を創造していきます。

## 基本理念

信用保証協会は、

- 1 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- 2 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- 3 相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- 4 もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

### シンボルマークについて



EHIME  
GUARANTEE

当協会のシンボルマークは、愛媛の青い空・青い海のイメージ、信用保証協会にふさわしいイメージ「清楚」「爽やかさ」「知性」を印象づける色『ブルー』と、県産品の代表である伊予みかんのイメージ、そして健康的で躍動的な協会職員のイメージを表す『オレンジ』の2色をコーポレートカラーとしています。

「S」の文字は、次の三つの「応対」の心掛け、「smile」-心のこもった優しい応対、「speed」-待たせない的確な応対、「service」-ニーズに合った適切な応対、を表しています。

設立	昭和24年4月30日
人格	信用保証協会法に基づく特殊法人
目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。(定款第1条)
基本財産	132億 5,963万円
保証債務残高	〈件数〉2万1,827件 〈金額〉1,519億4,015万円
保証業務の最高限度	基本財産の50倍(定款第7条)
保証利用率	32.52% (保証利用企業者数14,925社／中小企業者数45,899社)
役員員数	79名(平成30年4月1日現在)

## 沿革

昭和24年 2月21日	社団法人愛媛県信用保証協会の創立総会開催
昭和24年 3月28日	社団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
昭和24年 4月30日	設立登記
昭和24年 5月 1日	事務所を松山市二番町45番地、愛媛県商工会議所連合会内に置き、信用保証業務開始
昭和25年 8月14日	財団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
昭和25年10月20日	設立登記
昭和29年 6月25日	信用保証協会法による特殊法人に組織変更認可
昭和29年 7月 5日	組織変更登記
昭和48年12月 1日	主たる事務所を現在地、松山市一番町4丁目1番地2へ移転

## 根拠法律と主務大臣

### 1. 根拠法律

信用保証協会法(以下「法」という)

### 2. 主務大臣

内閣総理大臣及び経済産業大臣……(法第48条)

金融庁長官……(法第50条1項に基づく権限の委任(内閣総理大臣))

地方支分部局長……(法第50条2項に基づく権限の委任(経済産業大臣))

財務局長又は財務支局長……(法第50条2項に基づく権限の委任(金融庁長官))

都道府県知事……(法第51条に基づく権限の委任(内閣総理大臣および経済産業大臣))

# コンプライアンスと個人情報の取扱い

## コンプライアンス態勢

当協会が「信用保証」を通じて中小企業金融の円滑化を図り、我が国中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するという社会的使命を果たすためには、高い自己規律と社会からゆるぎない信頼の確立を図ることが不可欠です。

そのため、当協会では、以下の通り『愛媛県信用保証協会倫理憲章』を基本原則として定め、『具体的行動規範』に基づき、健全で透明性の高い業務運営に努めてまいります。

### 愛媛県信用保証協会倫理憲章

- 1 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
- 2 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
- 3 あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
- 4 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
- 5 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



### 具体的行動規範

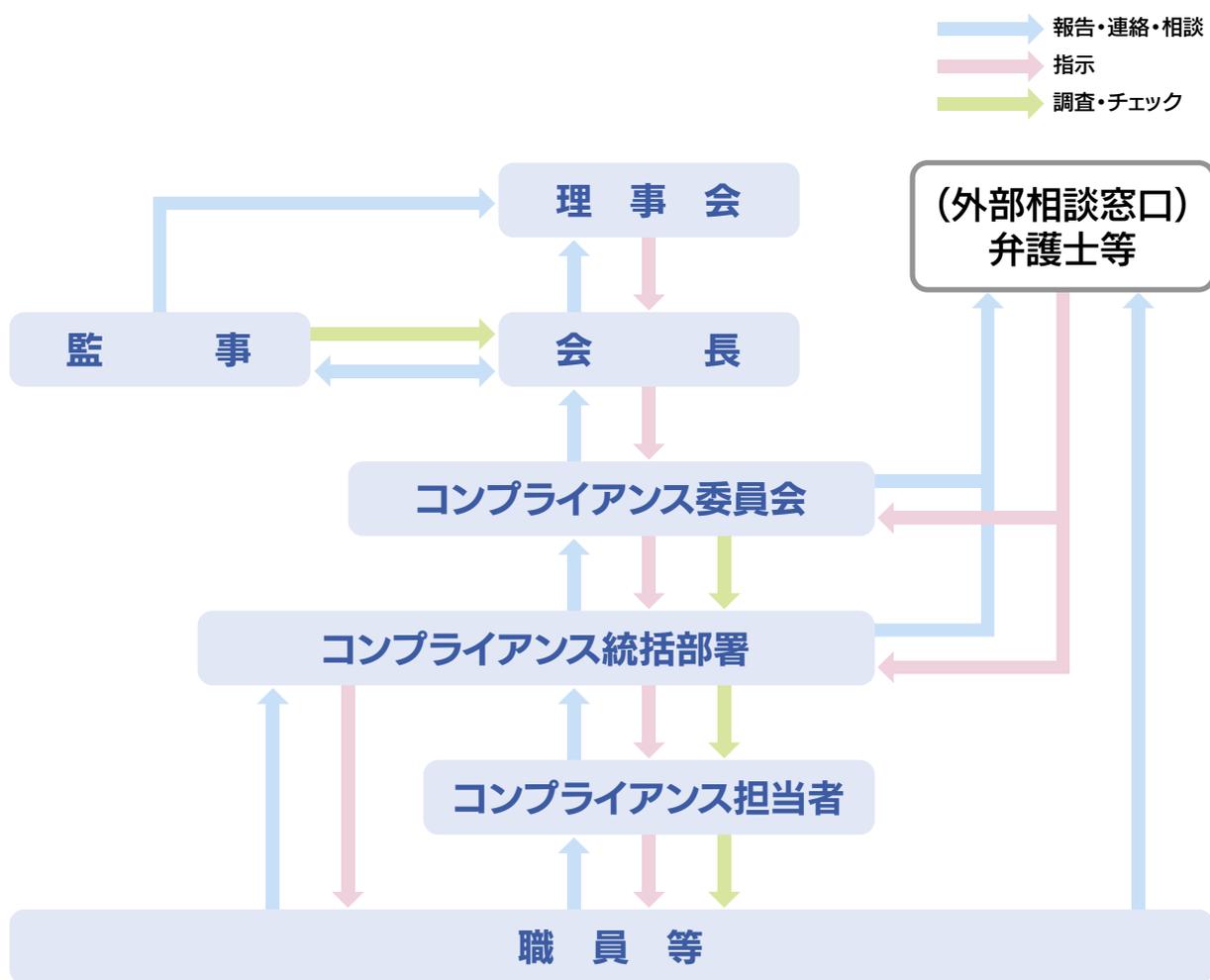
- 1 法令・ルール等の遵守
- 2 誠実な職務の遂行
- 3 守秘義務の履行
- 4 職務上の地位と関係者との付き合い
- 5 コンプライアンス関連事項への対応
- 6 反社会的勢力(不当要求行為)との対決
- 7 外部からの苦情・トラブルへの対応
- 8 職場秩序の維持
- 9 違反行為の報告
- 10 懲罰

### コンプライアンスの取組

当協会では、全役職員がコンプライアンス及び関連マニュアル集を保有し、職員一人一人が法令等の遵守を常に心がける組織風土を醸成するとともに、法令等を遵守して業務を推進するため各種研修・啓蒙活動を行っています。

また、コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立、維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、毎年、具体的な行動計画を策定し、達成状況を的確に評価するため、「コンプライアンスプログラム」を策定し、実践に結びつけています。

### コンプライアンス組織体制図



### 反社会的勢力の排除、金融斡旋業者等第三者介入の排除

当協会では、「反社会的勢力については断固として保証を行わない」に努めています。

その姿勢を明確にするため、愛媛県信用保証協会倫理憲章で宣誓しているほか、平成21年7月からは信用保証委託契約書に反社会的勢力排除条項を追加するなど、更なる取組みの強化を図っています。

また、信用保証業務の公正、公平性を保つため、金融斡旋業者等第三者が介在する保証申込みも断りしています。

## 個人情報保護への取組

---

当協会では、個人情報の適切な取扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また、当協会が取得する個人情報について適切な保護と利用を図るため、関係法令等を遵守するとともに、信用保証業務の適切な運営の遂行のため個人情報保護に係る取扱い等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

### 個人情報保護宣言

愛媛県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

#### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

#### (2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

#### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

#### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

#### (5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

**(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知**

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は下記の当協会窓口に着用してある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項をご記入の上、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にご持参(または郵送)ください。

**(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止**

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の当協会窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の当協会窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データを利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の当協会窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続」をご覧ください。

**(8) 質問・苦情について**

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

**(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口**

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせは、次のとおり、松山事業部及び各支所にてお受けいたします。

受付窓口	住 所	電話番号
松 山 事 業 部	松山市一番町4丁目1-2(中小企業会館内)	089-931-2118
新 居 浜 支 所	新居浜市一宮町2丁目4-8(商工会館内)	0897-33-8282
今 治 支 所	今治市旭町2丁目3-20(商工会議所ビル内)	0898-23-0170
八 幡 浜 支 所	八幡浜市1590-22(商工会館内)	0894-22-2003
宇 和 島 支 所	宇和島市中央町1丁目9-10(愛媛新聞ビル内)	0895-22-6556

# 信用保証協会のしくみ

## 信用保証協会の役割

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証人」となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された、信用保証協会法に基づく特殊法人です。

### ■根拠法律

信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)

### ■関係法律

中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)

### ■目 的

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。(定款第1条)

### ■業 務

1. 信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。

- ① 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- ② 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- ③ 銀行その他の金融機関が、株式会社日本政策金融公庫を代理して中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- ④ 中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- ⑤ 前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務

2. 信用保証協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、平成20年9月1日より次の業務を行っています。

### ■中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援

信用保証協会法の改正により、中小企業に対する経営支援業務が信用保証協会の業務として明記されました。

### ■新株予約権引受業務

中小企業者に対する債務保証を行うに際して、信用保証協会が新株予約権を媒介としてより緊密な支援を行うことを可能とすることを目的とする。創業ないし新分野に挑戦する中小企業者を支援する新たな手法です。

### ■債権譲受業務

信用保証協会がその求償権先たる中小企業者の私的整理に反対する債権者(消極的な債権者)の有する債権の譲受けを行うことで、私的整理段階における円滑な債権者調整を可能とし、求償権先の再生プロセスを促進し、もって当該中小企業者に対する信用保証協会の回収の合理化を図ることを目的としています。

### ■ファンド出資業務

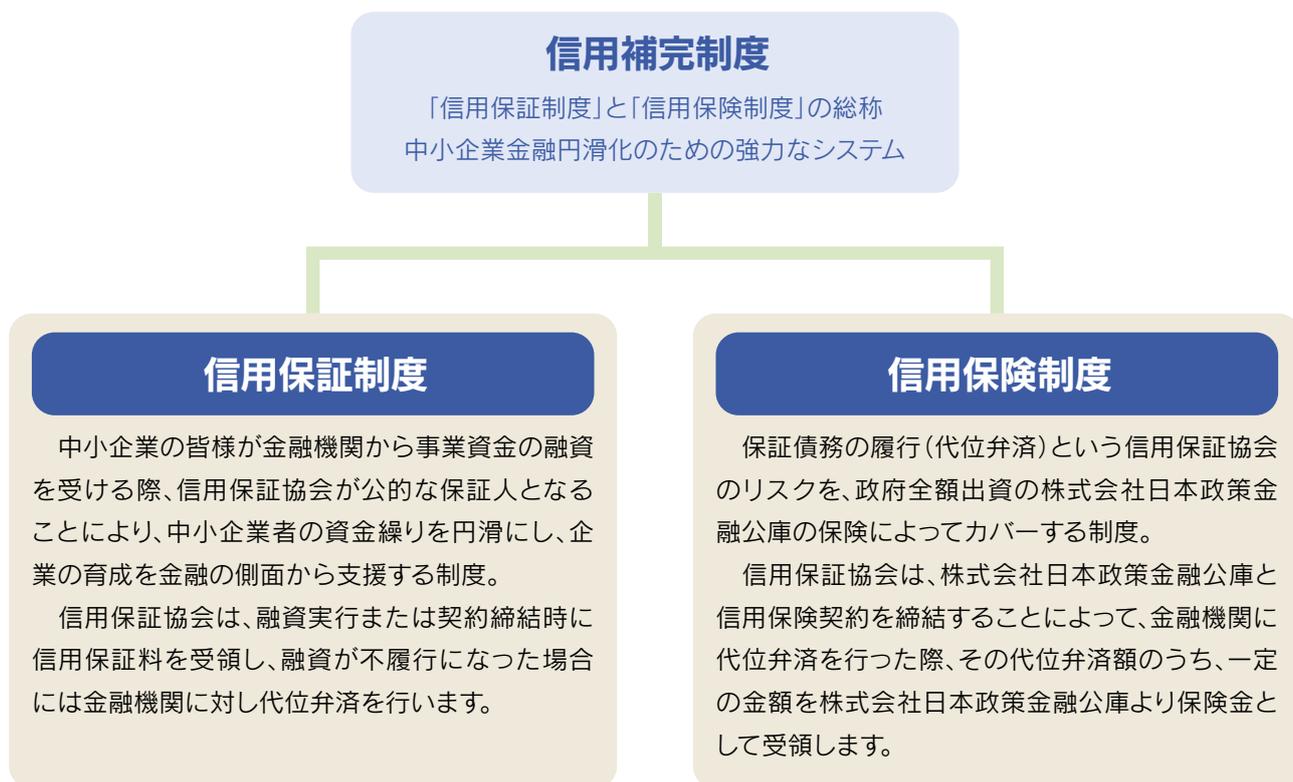
信用保証協会における出資ファンドの対象範囲の拡大を行うことにより、保証協会が一層地域の中小企業や地域経済の活性化に寄与していくことを後押しします。

# 信用補完制度について

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会と株式会社日本政策金融公庫の二者から成り立つ「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、さらに、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。

これにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。このように「信用保証制度」と「信用保険制度」は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。



## 地方公共団体と当協会の関係

愛媛県及び県内市町は、県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。

県内金融機関は、県及び市町からの預託を受け、この資金を原資として低利での融資を行っています。

また、県及び市町は、実施している融資制度の一部の制度で、当協会が代位弁済したものについて、損失補償契約に基づき、株式会社日本政策金融公庫の保険でカバーされない部分の一部を損失補償金として当協会に交付します。

平成29年度当協会は、県から684千円、各市町から92千円を損失補償金として受領しました。

当協会は代位弁済後、中小企業者から回収した金額を損失補償金の受領割合に応じて県及び市町に納付します。

## 保証協会債権回収㈱との協力関係

当協会が代位弁済した後は、中小企業者から直接、当協会へご返済いただくこととなります。

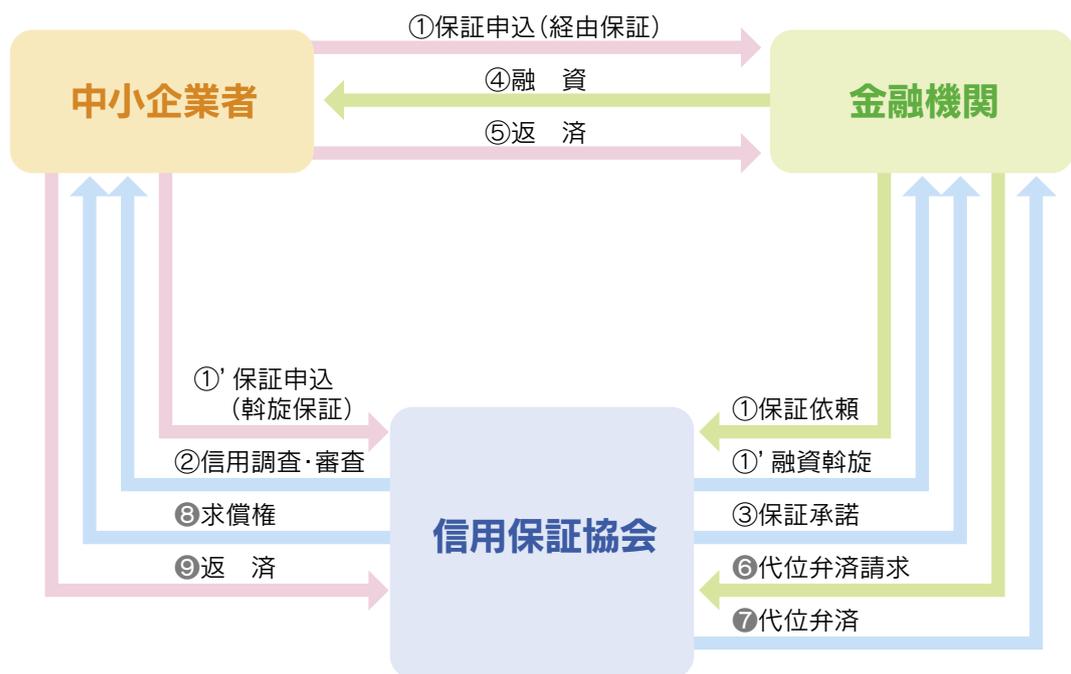
この代位弁済後の求償権回収は、信用補完制度の健全性維持、発展のため欠かせない業務です。

しかしながら、第三者保証人や物的担保に依存しない保証が定着し、無担保求償権回収の最大化・効率化がより一層求められるようになりました。

そこで、当協会では、求償権回収の効率化を目的として、保証協会債権回収㈱に求償権回収業務を委託しています。

委託求償権の残高は、平成29年度末時点で、6,872百万円、平成29年度中の委託求償権の回収額は227百万円となっています。

(\*委託残高金額は元金のみ、回収額は、元金・損害金のみ集計)



※⑥～⑨は事故の場合

解説

信用保証制度とは…

- ① 中小企業者は、直接または金融機関を通じて信用保証の申込をします。(県・市町制度資金は、市町の商工担当課や商工会、商工会議所などでも取扱っています。)
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③ 保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は信用保証書に基づいて、中小企業者に融資を行います。この時、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めていただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済します。
- ⑥ 万一、中小企業者が何らかの理由(倒産等)によって、借入金の返済ができなくなった場合は、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済(代位弁済)します。
- ⑧ 代位弁済を行うことにより、信用保証協会は中小企業者に対し求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業者およびその保証人は、信用保証協会に求償債務の返済をします。

(注) 代位弁済後は、年14%の損害金が生じます。



解説

信用保険制度とは…

信用保証協会が信用保証を行いその保証付融資が実行されると、すべての保証に対して中小企業信用保険法に基づく保険が掛けられる仕組みになっています。

- ① 日本政策金融公庫(以下、公庫)と信用保証協会は信用保険契約を締結し、公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は①の契約に基づいて保険要件(信用保険を掛けるための要件は、保険種類ごとに法令等によって定められています。)を備えた信用保証を行った場合は、公庫に保証通知を行うとともに、保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に対し、代位弁済をしたときは、この事実を公庫に通知(事故通知)し、一定期間経過後、公庫に保険金を請求します。
- ④ 信用保証協会は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として公庫から受領します。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

# 当協会の業務について

## ■ご利用にあたって

### 保証をご利用いただける方

- ◆個人事業主の方は、住所または事業所のいずれかが、法人の方は、本店または事業所のいずれかが愛媛県内にあって事業を行っていただければご利用になれます。(ただし、中小企業以外のサラリーマン等は保証の対象となりません。)
- ◆会社は資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下表に該当していれば対象となります。また、個人は常時使用する従業員数が該当すれば対象となります。  
※平成27年10月1日より保証対象業種を営む中小規模の特定非営利活動法人(NPO法人)が信用保証の対象となりました。
- ◆保証対象業種の中には許認可等を必要とする業種があり、これに該当する場合は許認可等を受けていることが必要です。

業 種	資 本 金	常時使用の従業員
製造業等(運輸業・建設業を含む。)	3 億 円 以 下	300人以下
卸 売 業	1 億 円 以 下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

※ソフトウェア業や旅館業など一部の業種(政令特例業種)については、上記基準がさらに緩和されます。  
※生計を一にしている家族従業員、会社役員、全くの臨時的な社員は「常時使用の従業員数」に含まれません。  
※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。  
※特定非営利活動法人(NPO法人)には資本金の概念が無く、雇用契約関係が無いボランティア社員等は従業員に含まれません。

## 保証の内容

### ◆保証限度額

個人・法人 医療法人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

※上記保証限度額のうち無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額2,000万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。(従業員数・居住要件・納税要件等)  
※国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。  
※県・市町の制度融資の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている融資限度となります。

### ◆資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

### ◆保証期間

運 転 資 金	10年以内(一部制度については15年以内)
設 備 資 金	15年以内(土地・建物取得資金については20年以内)

※県・市町の制度融資や保証協会制度で独自に期間を定めているものについては、各々の制度融資で定めている期間によります。

## ◆担保

必要に応じて不動産などを提供していただきます。

## ◆連帯保証人

個人	原則として不要
法人（組合）	原則として法人代表者（代表理事）のみ必要（注）

※実質的な経営者や事業承継予定者等、特段の理由がある場合は保証参加していただく場合があります。

（注）経営者保証ガイドラインの運用見直しにより、一定の要件を満たす場合は経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

## 保証をご利用になれない方

## ◆業種等について

- 農業、林業、漁業、金融業、風俗関連営業や射的的娯楽業等サービス業の一部、宗教法人、非営利団体（NPOを除く）など
- 許認可等を要する事業を営む方で、許認可等を受けていない方

## ◆信用保証協会取引について

- 信用保証協会の代位弁済を受け、求償債務が残っている方やその関係人の方（※所定の要件を満たしている場合には、例外的に認められる場合があります。）
- 信用保証協会が事故報告を受理し、事故事由が解消していない方
- 前回の保証が設備資金で、その設備が履行されていない方
- 他の信用保証協会で、無担保無保証人融資を受けている方

## ◆金融取引について

- 手形、小切手について不渡りがある方および銀行取引停止処分を受けている方（ただし、第1回不渡り発生後、6ヶ月を経過した場合など事業継続に問題のない方を除きます。）
- 借入れ（信用保証協会の保証付融資、金融機関プロパー融資等）について、返済を延滞している方
- 会社更生、民事再生等法的整理手続中（申立中を含みます。）の方（ただし、事業再生保証の対象となる方を除きます。）

## ◆財務内容等について

- 税金を滞納し、完納の見通しが立っていない方
- 粉飾決算や融通手形操作を行っている方
- 多額の高利借入を利用して、早期解消が見込めない方
- 事業規模に比し、大幅な債務超過、欠損や多額の借入等業況に懸念がある方

## ◆その他

- 休眠会社  
（最終登記後12年以上経過した株式会社で、会社法472条の規定により、休眠会社として解散したとみなされた場合）
- 保証申込について、暴力団金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した方
- 暴力団不法行為者、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者であると信用保証協会が判断した方
- 法令に違反し、又は著しく公序良俗に反すると認められる方

## ■信用保証業務の流れ



## ■責任共有制度について

平成17年6月の中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、平成19年10月より金融機関と信用保証協会の「責任共有制度」が導入されました。

この制度は、金融機関と信用保証協会とが適切な責任共有を図ることで、両者が連携を強化して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的とした制度です。これにより、これまで信用保証協会が原則100%信用リスクを負担していた信用保証制度が、金融機関にも原則20%の負担を求めるよう制度改正されました。

## 概要

責任共有の方法には次の二通りの方式があります。金融機関は、「部分保証方式」か「負担金方式」のいずれかを選択します。

**【部分保証方式】** 融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式 **保証金額＝融資金額×80%**

**【負担金方式】** 融資金額の100%を信用保証協会が保証するが、金融機関の保証利用実績(代位弁済等実績率)に応じた一定の負担金を事後に金融機関が信用保証協会に支払う方式

$$\text{負担金} = \text{保証債務平均残高}(X\text{期}) \times \frac{\text{代位弁済額}(Y\text{期}) - \text{不動産担保回収に関する額}(Y\text{期})}{\text{保証債務平均残高}(Y\text{期})} \times \text{負担割合}(20\%)$$

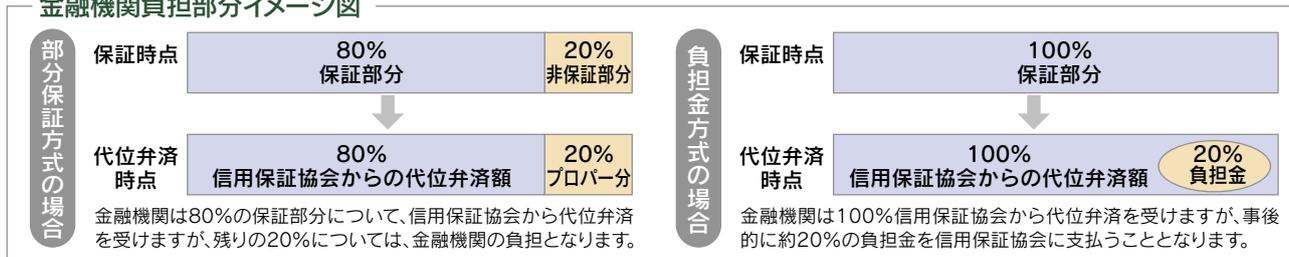
(注) X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は平成19年10月以降に信用保証協会が申込受付し、保証承諾をしたものに限る。

Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、代位弁済等実績率を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したのものに限る。

### —金融機関の負担割合について—

いずれの方式においても金融機関の負担割合は20%となります。

#### 金融機関負担部分イメージ図



## 責任共有制度の対象

一部の保証を除き、原則として全ての保証が責任共有制度の対象となります。また、金融機関の選択方式に関わらず部分保証となる保証制度(中小企業特定社債保証や流動資産担保融資保証など)もあります。平成19年10月1日以降に信用保証協会が申込受付をし、保証承諾決定を行ったものが本制度の対象となります。

### (1) 責任共有制度の対象となる保証

次の(2)の保証以外のすべての保証

### (2) 責任共有制度の対象外となる保証<100%>

- 経営安定関連保険(セーフティネット)1号~4号、6号に係る保証
- 災害関連保険に係る保証
- 創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保険に係る保証
- 危機関連保証
- 特別小口保険による保証
- 事業再生保険に係る保証
- 小口零細企業保証(※)
- 求償権消滅保証
- 破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
- 東日本大震災復興緊急保険に係る保証
- 経営力強化保証(責任共有対象除外となる保証付の既往借入金の範囲内の額を本制度で借換る場合)
- 事業再生計画実施関連保証(責任共有対象除外となる保証付の既往借入金の範囲内の額を本制度で借換る場合)

### ※小口零細企業保証制度の概要

責任共有制度導入に際して、零細企業であって、借入も少額な企業の方に向け、責任共有制度の対象除外となる保証制度として創設された全国統一の保証制度です。

ご利用いただける方	常時使用する従業員数が20人以下(卸・小売・サービス業は5名以下)の法人・個人事業主の方(注)但し、特定非営利活動法人(NPO法人)は利用できません。
保証限度額	2,000万円(既保証残高を含む)
保証期間	運転5年以内(据置1年以内) 設備10年以内(据置1年以内)

(注) 常時使用する従業員数の数を業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社および個人とします。

## ■信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者に、保証利用の対価としてお支払いいただくものです。

信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補てん・経費など信用保証制度を健全に運営するうえで必要な費用に充当されます。

信用保証料の徴収については、約定書第8条第1項で金融機関に委託しており、支払方法は、一括払いと分割払いがあります。

なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料など一切いただきません。

## 信用保証料率

平成18年4月1日より全国統一で信用保証料率を弾力化するリスク考慮型保証料率体系を導入しています。これは、平成17年6月の中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、資金調達コストの軽減、公的保証の利用機会の拡大を図り、中小企業者の発展を応援することを目的としており、基本的に一律とされた信用保証料率を中小企業者の財務内容等に応じて0.45%～1.90%（※責任共有対象外のものについては0.50%～2.20%）の9段階にしたものです。

このリスク考慮型保証料率体系は、原則として、全ての保証制度に適用されますが、政策的に配慮された特別な保証であるセーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証、流動資産担保融資保証などは対象外になります。

なお、最終的な信用保証料率は、中小企業者ごとに下記のような定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

### <定性要因による割引>

以下に該当される方については、信用保証料率を0.1%割引します。

#### ◆「中小企業会計割引」

保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類を提出した中小企業者（ただし、制度によっては割引の適用ができていないものもあります。）

#### ◆「有担保割引」

有担保保証（物的担保を提供いただける保証）を利用する場合（ただし、制度によって割引の適用ができていないものもあります。）

## 信用リスクの評価

リスク考慮型保証料率の決定にあたっては、一般社団法人CRD協会の予想デフォルト確率を利用します。

※一般社団法人CRD協会とは、平成30年4月現在、173の金融機関等が会員となっており、約356万社の中小企業データが蓄積されている、中小企業に関する日本最大のデータベース機関です。

### <基本保証料率>（平成18年度～）

（単位：年率％）

年 度	基本保証料率									
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	
平成18年度 （※保証料率の弾力化） ～平成19年度（平成19年9月迄）	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	
平成19年度（平成19年10月から）～ （※責任共有制度の導入）	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	
	(注) 責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

(注) 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。（平成19年10月1日以降）責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率（「責任共有外保証料率」という）は、保証委託額に対する率。

## <保証料率区分の決定プロセス図>



## 信用保証料の計算式

### ①保証料

保証料率は年率建になっており、計算は年率で行いますが、年に満たない部分は月率で、月に満たない部分は日率で行います。

なお、計算の際生じた円未満の端数は切り捨てます。(月・日率については小数点第5位切捨となります)

(1) 期日一括払(根保証の場合を含む)は次の計算によります。

#### 保証金額 × 保証料率 × 保証期間

(例1)

保証金額 1,000千円  
保証料率(年) 1.00%  
保証期間 1年  
 $1,000千円 \times 1.00\% \times 1年 = 10,000円$

(例2)

保証金額 1,000千円  
保証料率(月) 0.0833%  
保証期間 6ヶ月  
 $1,000千円 \times 0.0833\% \times 6ヶ月 = 4,998円$

(例3)

保証金額 1,000千円  
保証料率(月) 0.0833% (日) 0.0027%  
保証期間 4月1日~6月21日  
 $1,000千円 \times 0.0833\% \times 2ヶ月 = 1,666円$   
 $1,000千円 \times 0.0027\% \times 21日 = 567円$   
計 2,233円

(2) 分割払(均等・不均等)は次の計算によります。

#### 予定保証残高 × 保証料率 × 期間(期間とは保証期間を分割返済期日により区分した期間をいう)

(例)

保証金額 3,000千円  
保証料率(月) 0.0833%  
保証期間 3ヶ月  
返済方法 貸出後1ヶ月目から毎月1,000千円あて返済  
残高1,000千円期日返済  
 $3,000千円 \times 0.0833\% \times 1ヶ月 = 2,499円$   
 $2,000千円 \times 0.0833\% \times 1ヶ月 = 1,666円$   
 $1,000千円 \times 0.0833\% \times 1ヶ月 = 833円$   
計 4,998円

### ②延滞保証料

延滞保証料は、履行期限(分割履行期限及び最終履行期限)の翌日から弁済日(または代位弁済日)までの日数について、年3.65%の料率で計算されます。

延滞保証料の計算は次の方法によります。

#### 延滞額 × 延滞保証料率 × 延滞期間

(例1)一括払の場合

保証残高 1,000千円  
弁済期日 4月1日  
弁済日 4月5日  
 $1,000千円 \times 3.65\% \times 4/365 = 400円$

(例2)分割払の場合

毎月の弁済金額 100千円  
毎月の弁済日 1日  
弁済があった日 5日  
 $100千円 \times 3.65\% \times 4/365 = 40円$

(注)支払期限が金融機関の休日に当たる場合の取扱いは次のとおりです。

① 休日後最初の営業日(以下「翌営業日」という)に返済があったときは、延滞保証料は徴収しません。

② 翌営業日後に返済があったときは、翌営業日の翌日から入金があった日までの延滞保証料を徴収します。

### 一保証料の返戻一

保証料は違算過収の場合を除いて、原則として返戻しません。

ただし、被保証債務の繰上完済の場合は、返戻保証料が1件1,000円を超えるものについて返戻することができます。

# 信用保証制度のご案内

## 主な保証制度

制度名		制度の特徴	融資限度額	
一般	普通保証	通常の保証制度です。	個人・法人：2億8,000万円以内 組合：4億8,000万円以内	
	金融機関との提携保証			
	小口連携保証(トライアングル1000)	信用保証協会、金融機関、商工団体のトライアングルで小口資金の資金調達をスムーズにしています。※商工団体の推薦状が必要です。	500万円以内もしくは1,000万円以内 (※運転資金については、月商の2ヶ月が上限)	
	優良ランク保証(バリュー5000)	優良企業者向けの商品です。(※会社・医療法人のみ対象) ※通常の保証料率より、0.15%優遇されています。	5,000万円以内 (※手貸恒常資金の利用も可能)	
	優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)	小規模でも財務内容が良好な中小企業者向けの商品です。(※一定の要件を満たす会社・医療法人が対象)※通常の保証料率より、0.15%優遇されています。	3,000万円以内 (※手貸恒常資金の利用も可能)	
	優良ランク保証Ⅲ(ファイン1000)	財務内容が健全な個人事業主の方向けの商品です。(※一定の要件を満たす個人事業主が対象)※通常の保証料率より、0.15%優遇されています。	1,000万円以内 (※手貸恒常資金の利用も可能)	
	中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)	金融機関の企業評価「自己査定」の活用により、簡易・迅速に借入ができます。	8,000万円以内	
	地域産業応援保証(すごサポ)	愛媛県が誇る「スコ技」、「すご味」、「すごモノ」、「スコVen.」企業を応援する商品です。※通常の保証料率より、0.15%優遇されています。	1,000万円以内※ただし、直近決算の平均月商の2ヶ月が上限	
	事業成長支援保証(まるサポ2000)	資金繰り支援と経営相談で、事業の持続的成長を“まるごと”支援する商品です。	2,000万円以内 ※ただし、既保証残高を含みます	
	ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員向けの商品です。(※一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けた方が対象) ※通常の保証料率より、0.10%優遇されています。	5,000万円以内	
協会制度	創業フォローアップ保証(セカンド)	創業後の事業の安定と、その後の成長発展、持続的発展へのお手伝いをする制度です。	2,000万円以内	
	事業者カードローン当座貸越根保証	カードでスピーディーに借入ができます。	100万円以上2,000万円以内	
	当座貸越(貸付専用型)根保証	いざというときのために借入枠を確保できます。 借入枠内であれば、いつでもすぐに借入ができます。	100万円以上2億8,000万円以内	
	中小企業特定社債保証	中小企業者が発行する「社債(私募債)」に対して行う保証です。	3,000万円以上5億6,000万円以内 (保証割合：80%)	
	流動資産担保融資保証(ABL保証)	流動資産(売掛債権や棚卸資産)を担保として借入ができ、資金調達の幅が広がります。	2億5,000万円以内 (保証割合：80%)	
	経営安定関連保証(セーフティネット保証)	取引先の倒産や災害その他突発的事由、また不況業種等の理由により影響を受けている方への制度です。	個人・法人：2億8,000万円以内 組合：4億8,000万円以内	
	創業等関連保証	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年未満の方も対象となります。	1,500万円以内(※新規開業資金については、自己資金額が限度額となります。)	
	創業関連保証	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年未満の方も対象となります。	2,000万円以内 (※再挑戦支援保証と合算)	
	再挑戦支援保証	再起業(再チャレンジ)する方への制度です。	2,000万円以内 (※創業関連保証と合算)	
	経営力強化保証	金融機関と認定経営革新等支援機関の連携により、中小企業者の経営力の強化を図る制度です。	個人・法人：2億8,000万円以内 組合：4億8,000万円以内	
市町村制度	財務要件型無保証人保証	保証申込の直前の決算で一定の財務要件を満たした中小企業者を対象として、経営者保証を不要とします。	法人：特定非営利活動法人： 2億8,000万円以内 組合：4億8,000万円以内	
	中小企業振興資金融資制度保証	低利な小口資金を利用したい方への制度です。	500万円以内	
	中小企業緊急経営資金融資制度保証 (※現在、八幡浜市・西予市・今治市・新居浜市・四国中央市のみ)	売上が減少(前年比5%(*))した方への緊急融資制度です。 *要件が3%に緩和されている市もあります。	1,000万円以内 (振興資金と合算)	
	中小企業経営安定化資金融資制度保証 (※現在、松山市・今治市のみ)	セーフティネット保証1号～8号のいずれかの要件に該当した方への緊急融資制度です。	1,000万円以内 (振興資金及び緊急経営資金と合算)	
	中小企業季節資金融資制度保証 (※松山市・新居浜市のみ)	ボーナス等の短期運転資金が必要な方への制度です。	300万円以内	
中小企業設備近代化資金融資制度保証 (※松山市・今治市のみ)	設備資金を低利の長期資金で調達したい方への制度です。	1,000万円以内		
県制度	一般資金	経営の安定化を図るため、低利な固定金利の事業資金を調達したい方への制度です。	5,000万円以内	
	経営安定資金	建設産業短期資金(下記以外)		
		特定中小企業者(注1)(1～4号、6号)	建設業又は土木建築サービス業を営む方へ、タイムリーな短期運転資金を提供する制度です。(※但し、工事代金などの返済財源を特定したものに限り、)	2,000万円以内
		特定中小企業者(注1)(5号)		
		特定中小企業者(注1)(7～8号)		
	短期資金	ボーナス等の短期の運転資金が必要な方への制度です。	知事がその都度定める (平成30年4月1日現在 1,500万円以内)	
	小口零細企業資金(下記以外)	小規模事業者向けの経営安定化のための制度資金です。	2,000万円以内 (既存の保証付融資残高を含む)	
	新事業創出支援資金	創業等関連資金	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年未満の方も対象となります。	1,500万円以内(※新規開業資金については、自己資金額が限度額となります。)
		創業関連資金	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年未満の方も対象となります。	2,000万円以内 (※再挑戦支援資金と合算)
		再挑戦支援資金	再起業(再チャレンジ)する方への制度です。	2,000万円以内 (※創業関連資金と合算)
緊急経済対策特別支援資金(下記以外)	特定中小企業者(注1)(1～4号、6号)			
	特定中小企業者(注1)(5号)	売上減少、為替変動や原油価格高騰等の影響により、事業活動に支障を生じ、運転資金を必要としている方への制度です。	5,000万円以内 (※組合は、1億円以内) (借換資金を含む場合は、8,000万円以内(組合は、1億6,000万円以内))	
	特定中小企業者(注1)(7～8号)			
	特例中小企業者(注6)			

(注1) 特定中小企業者とは、信用保証法第2条第5項第1号から第8号のいずれかの規定に基づき市長の認定を受けた中小企業者又は組合をいいます。  
(注2) 保証料補助該当者とは、新事業創出支援資金の申込時に信用保証協会の保証債務残高がない方となります。(注3) 全国統一制度の経営力強化保証を利用する場合は、5年以内となります。

(平成30年6月1日現在)

資金使途	融資期間	保証料率(年率)	利率(年利)	連帯保証人	担保
運転・設備	運転:10年以内 設備:15年以内(特別20年以内)	0.45~1.90%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	運転:5年以内 設備:7年以内	0.45~1.90%	金融機関所定利率(但し、 通常金利より0.3%引き下げ)	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則不要
運転	15年以内	0.30~0.85%	金融機関所定利率	原則代表者	不要
運転	15年以内	0.30~0.85%	金融機関所定利率	原則代表者	不要
運転	15年以内	0.30~1.00%	金融機関所定利率	原則不要	不要
運転	7年以内(但し、経営安定関連保証を 利用する場合は10年以内)	0.45~1.90% (但し他の保証制度を併用する 場合は当該制度の利率適用)	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転	10年以内	0.30~1.75%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	運転:10年以内 設備:15年以内	0.45~1.90%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	10年以内	0.35~1.80%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	10年以内(但し、愛媛県制度を併用す る場合は運転資金7年以内)	0.30%	金融機関所定利率 (※県制度利用の場合、 1.5%又は1.3%)	法人:原則代表者 個人:原則不要	不要
運転・設備	1年間もしくは2年間 (更新可)	0.39~1.62%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則不要
運転・設備	1年間もしくは2年間 (更新可)	0.39~1.62%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則5,000万円以内不要 5,000万円超必要
運転・設備	2年以上7年以内	0.45~1.90% (定性要因による割引有)	金融機関所定利率	不要	原則不要、但し保証金額 2億円超必要
運転・設備	根保証:1年間(更新可) 個別保証:1年以内	0.68%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	流動資産を譲渡担保とします。
運転・設備	運転:10年以内 設備:15年以内(特別20年以内)	1号~4号、6号0.80% 5号、7号~8号0.70%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	10年以内	0.80%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・設備	10年以内	0.80%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・設備	10年以内	0.80%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・借換・設備 ※事業計画の実施に 必要な資金に限る	運転:5年以内 借換:10年以内 設備:7年以内	責任共有対象の場合 0.45~1.75% 責任共有対象外の場合 0.50~2.00%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	一括返済の場合:2年以内 分割返済の場合: (運転)7年以内 (設備)10年以内	0.45%~1.90%	金融機関所定利率	不要	必要に応じ徴求
運転・設備	5年以内	0.45~1.66%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転	6年以内	0.45~1.66%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転	7年以内	1号~4号、6号0.80% 5号、7号~8号0.70%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転	5ヶ月以内	0.45~1.66%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
設備	7年以内	0.45~1.66%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	運転:7年以内(条件変更の場合、 3年までの延長可) 設備:10年以内	0.35~1.72%	2.15%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転	1年以内	0.35~1.72% 0.80% 0.70% 0.70%	1.75% 1.60% 1.60% 1.75%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転	1年以内	0.45~1.90%	知事その都度定める (平成30年4月1日現在 1.55%)	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	運転:5年以内(条件変更の場合、 3年までの延長可) 設備:10年以内	0.50~1.87% (経営指導特例 0.50~1.55%)	運転:1.65% 設備:0.65%	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則不要
運転・設備	運転:7年以内(条件変更の場合、 3年までの延長可) 設備:10年以内	0.80% (保証料補助該当者(注2)0.0%)	1.50% (特例の場合1.30%)	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・設備	運転:7年以内(条件変更の場合、 3年までの延長可) 設備:10年以内	0.80% (保証料補助該当者(注2)0.0%)	1.50% (特例の場合1.30%)	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・設備	運転:7年以内(条件変更の場合、 3年までの延長可) 設備:10年以内	0.80% (保証料補助該当者(注2)0.0%)	1.50% (特例の場合1.30%)	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・借換	運転:7年以内(注3)(条件変更の場合、 3年までの延長可) 借換:10年以内	0.35~1.72%	1.65%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・借換	運転:7年以内(条件変更の場合、 3年までの延長可) 借換:10年以内	0.80%	1.50%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・借換	運転:7年以内(条件変更の場合、 3年までの延長可) 借換:10年以内	0.70%	1.50%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・借換	運転:7年以内(条件変更の場合、 3年までの延長可) 借換:10年以内	0.70%	1.65%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・借換	運転:7年以内(条件変更の場合、 3年までの延長可) 借換:10年以内	0.80%	1.50%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求

(注4) 上記の保証制度以外にも、いろいろなお悩みやニーズに合った豊富な保証制度がございます。詳しくは「保証月報」(4月号)にてご確認ください。

(注5) 県制度の利率(年利)については、今後変更する場合がありますので、都度ご確認ください。(注6) 特例中小企業者とは、信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町長の認定を受けた中小企業者及び組合をいいます。

## ■広報活動について

当協会では、中小企業の皆様に「信用保証」について理解を深めていただき、より一層ご利用いただくため、様々な広報活動を行っています。

### ◆ホームページによる情報発信

当協会では、多くの方々に信用保証協会について知っていただくためにホームページを開設しております。ホームページの主な内容は、信用保証協会に関する基本事項のほか、ご利用方法や各種保証制度のご紹介などを掲載しています。

また、金融機関ページを設けており、金融機関ご担当者向けに協会で使用する各種様式がダウンロードできます。今後も、親しみやすく分かりやすいホームページになるよう心がけてまいりますので、ぜひご利用ください。

#### ホームページアドレス

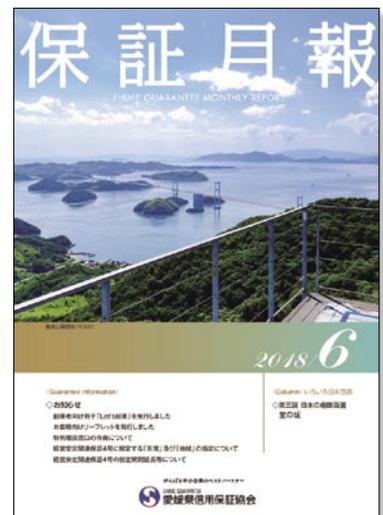
<http://www.ehime-cgc.or.jp/>



ホームページのトップページ  
(平成30年5月2日現在)

### ◆保証月報の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を発行し、県内の金融機関、商工会議所等関係機関に配布しています。



## ◆各種パンフレットの作成

### 【金融機関向けパンフレット】

携帯用の保証の手引書となるよう金融機関の実務担当者向けに、「信用保証のご案内」を作成しています。



### 【お客様向けリーフレット】

信用保証協会の仕組みを簡潔に紹介した中小企業のお客様向けのリーフレット「信用保証制度のご案内」を作成しています。



### 【創業者向けリーフレット】

創業支援資金と創業計画書作成にあたってのポイントをわかりやすく説明した「創業に関する信用保証のご案内☆夢応援ナビ☆」を作成しています。



### 【経営支援強化促進事業のご案内】

平成27年4月より国の補助事業として開始した「経営支援強化促進事業」では、当協会が主体となった創業支援・経営支援に取り組んでいます。

「創業」「事業改善」「事業承継」「生産性の向上」について、専門家（公認会計士、中小企業診断士・ITコーディネータ等）と連携して無料で相談に応じ、創業予定者や事業者を支援していきます。

当協会では、保証制度の取扱状況や特別相談窓口の設置など、タイムリーに協会情報の提供を行っています。

## ■相談窓口について

当協会では、大型倒産や金融機関の破綻・自然災害など多くの中小企業者が影響を受けるとされる事由が発生した場合、その都度迅速に『特別相談窓口』を本・支所に開設し、中小企業者からのご相談をお受けしています。平成30年6月1日現在で設置している特別相談窓口は次の通りですので、お気軽にご利用ください。

### 〈特別相談窓口〉

- 皮革等関連
- 東日本大震災関連
- 賃金水準上昇対策
- 平成28年熊本地震による災害関連
- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連
- タカタ株式会社関連
- 金融機関紹介

# 中期事業計画と年度経営計画について

## 第5次中期事業計画(平成30年度～平成32年度)

### 業務運営方針

愛媛県信用保証協会は中小企業・小規模事業者金融の円滑化に寄与し、中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成30年度から平成32年度までの3力年間における業務の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組んでいきます。

#### 1. 保証業務の推進

- ①中小企業・小規模事業者に対する金融機関の支援方針の把握に努め、適切なリスク分担により、金融の円滑化に寄与します。
- ②創業前相談から創業計画策定のアドバイス、また創業後のフォローアップまで、創業・創業予定者をサポートする体制の強化を図ることで、開業率の向上に繋げ、地方創生に貢献します。
- ③中小企業支援機関等とのネットワークを活用し、創業セミナーや個別相談会等に積極的に参加し、創業者の掘り起こしに取り組みます。  
〈初年度(平成30年度)の取組方針〉  
金融機関との連携を強化し、金融機関との適切なリスク分担に努めるとともに、中小企業・小規模事業者の持続的発展のために安定した資金供給に取り組みます。  
〈2年度目(平成31年度)の取組方針〉  
初年度に引き続いて、金融機関とのさらなる連携を図りながら、企業のライフステージに応じた資金需要に対応します。  
〈3年度目(平成32年度)の取組方針〉  
2年度目と同様。

#### 2. 期中管理の強化

条件変更先への現地調査等により実態把握に努め、個別企業の実情に即した経営支援を実施します。具体的には、経営安定化支援事業を活用して専門家による経営相談及び経営改善計画策定支援を行い、経営課題の解決や金融正常化へ向けた取り組みを積極的に行っていきます。また、再生支援については、愛媛県中小企業再生支援協議会や金融機関等と連携し、効果的な再生手法の活用により支援の充実を図ることとします。

- 〈初年度(平成30年度)の取組方針〉  
金融機関や中小企業支援機関と連携の上、中小企業・小規模事業者の実態に即した経営支援・再生支援を実施します。
- 〈2年度目(平成31年度)の取組方針〉  
初年度目と同様。
- 〈3年度目(平成32年度)の取組方針〉  
2年度目と同様。

### 3. 求償権管理の充実と回収の促進

代位弁済までに関係人等の実態を把握することで回収方針を明確にし、迅速かつ効果的な回収に繋がります。また、事業再生において特殊手法を活用する案件に対しても、関係部署と連携して回収業務の円滑化を図ります。

既存求償権に対しても見直しを進めることで、法的措置の実施や損害金軽減、一部弁済による保証債務免除を活用した対応等による回収を図り、一方で回収が見込めず管理の実益がない求償権については、計画的に管理事務停止及び求償権整理の手続きを促進し、回収可能案件に注力します。さらに、回収目標の進捗管理並びに定期先の入金管理を徹底し、定期回収の底上げや回収先数の増加に努めます。

また、内部研修等の実施により、法的措置等についての効果的な実施事例や回収成功事例等について職員間で情報共有を図り、担当者の資質・能力の向上に努めます。

〈初年度(平成30年度)の取組方針〉

求償権関係人等の実態を把握し、回収方針を明確化することで迅速かつ効果的な回収に努め、同時に回収見込み等がない求償権に対しては、管理事務停止および求償権整理の手続きを推進します。

〈2年度目(平成31年度)の取組方針〉

初年度と同様。

〈3年度目(平成32年度)の取組方針〉

2年度目と同様。

### 4. 信用補完制度の堅持・拡充に向けた取り組みへの対応

持続可能な信用補完制度を堅持するため、主務省指導のもと具体的取り組みが順次実施されています。当協会もその取り組みに対する態勢の整備及び運営するための措置を講じます。

### 5. 利便性の向上に向けた取り組み

事務処理の簡素化やシステムによる省力化を推進し、保証審査業務をはじめ、業務全般にわたる事務の標準化を図るとともに、中小企業・小規模事業者が利用しやすいサービスの向上に努めます。更に、正確な事務処理やその重要性に関して、内部研修等を通じて職員への周知徹底を図り、グループウェアを利用した情報の共有化を図ります。

対外的には、金融機関・商工団体等に対する訪問や意見交換会を通じて、正しい知識と理解が得られるように取り組みながら、保証協会の利便性を高め、経営の透明性の向上に努めます。

### 6. 人材の育成・能力開発

協会を取り巻く厳しい環境の変化の中で、中小企業・小規模事業者の経営支援、再生支援や創業支援など多様なニーズに対応でき、かつ協会の存在意義を高める新たなサービスや価値を創造できる人材の育成に努めるためにも、中小企業診断士等の公的資格や全国信用保証協会連合会が実施する信用調査検定の資格取得を促進し、業務に有用な専門的知識を有する人材の確保に引き続き努めます。また、外部研修へ積極的に参加させるほか、研修効果を業務に活かすためのフィードバック研修の実施や職員の自主的学習への支援など、各種研修機会の拡充を図ることで当協会の経営資源である人材の育成に繋がっていきます。

### 7. コンプライアンス態勢の充実・強化

法令等遵守し、リスクの発生を予防する態勢づくりのために必要な研修や啓蒙活動への取り組みを充実させるとともに、内部監査等による遵守状況の確認、コンプライアンス委員会等での点検・検証を反復継続することでコンプライアンス態勢の維持・強化に努めます。

#### 事業計画

(単位:百万円)

項目	年度	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		金額	対前年度実績比	金額	対前年度計画比	金額	対前年度計画比
保証承諾		56,000	103.8%	56,000	100.0%	56,000	100.0%
保証債務残高		141,000	92.8%	137,000	97.2%	134,000	97.8%
代位弁済		1,300	126.5%	1,400	107.7%	1,500	107.1%
実際回収		850	95.9%	750	88.2%	700	93.3%

# 平成30年度経営計画

## 重点課題

### 1. 保証部門

#### (1) 金融機関・関係機関との連携強化

金融機関を始めとして地方公共団体・商工団体、関係機関等との連携を図り、県内中小企業・小規模事業者の実態やニーズに応じた県・市町の制度保証の活用や協会独自の保証制度の利用促進に積極的に取り組みます。また、保証推進にあたっては、金融機関訪問や意見交換会等の開催により、保証制度の周知を図りながら、信頼関係を確固たるものとし、金融機関と中小企業・小規模事業者との懸け橋になるよう努めます。

なお、金融機関とのリスク分担については、それぞれの案件の認識を共有し、個別中小企業・小規模事業者に対する金融機関の支援方針の把握に努めながら、保証付き融資とブローカー融資のリスク分担を基本に適切な保証対応に取り組みます。

#### (2) 創業・事業承継への取り組み

- ① 創業・事業承継に係る創制度融資（新事業創出支援資金）を利用する際は、信用保証料が全額補助されることから、創業予定者・事業承継者・金融機関・中小企業支援機関等に対して積極的な利用推進を図ります。
- ② 各部署の創業アドバイザーが中心となり、地方公共団体・商工団体・中小企業支援機関・大学・専門学校等と連携を密にし、創業セミナー、創業相談会、ビジネスコンテスト審査等へ参加する機会を増やすなど、創業予定者に積極的なアプローチを行います。
- ③ 創業者に対しては、金融支援にとどまらず、国の補助事業である経営安定化支援事業と併せて当協会独自事業である専門家派遣事業を活用し、創業前・創業時・創業後の各ステージで起こりうる様々な悩み・問題等に対して、きめ細やかなアドバイスが行える体制を整え、創業者とともに伴走型の創業支援に取り組みます。創業後に於いては、資金支援と専門家による経営相談をパッケージとした当協会独自で信用保証料を割引する保証制度「創業フォローアップ保証」（通称：「セカンド」）を推進します。
- ④ 地方公共団体・商工団体・事業引継ぎ支援センター等、事業承継を支援する関係機関・団体との積極的な情報交換を図り、承継に関する説明・講習会へ積極的に参加し、保証を通じた支援に努めます。

#### (3) 小規模事業者への支援強化

県内企業数の80%以上を占める小規模事業者の持続的な発展を支えるため、これまで以上にきめ細かな金融・経営支援を行います。経営相談をパッケージとした当協会独自の保証制度である「事業成長支援保証」（通称：「まるサポ2000」）の推進に努め、小規模事業者に対して十分な資金を供給し、資金繰りの安定に貢献します。

#### (4) 地方創生への取り組み

愛媛の豊富な資源を積極的に売り込むことで、実需を創出していくという独自の地域経済活性化策に取り組んでいる愛媛県と連携を図り、県内の優れた技術・製品・サービス等を持つ中小企業・小規模事業者の販路拡大に伴う運転資金や新製品（商品）開発に伴う資金需要に対して、独自商品の「地域産業応援保証」（通称：「すごサポ」）を積極的に活用し、資金面でのバックアップにより地域創生に取り組みます。

### 2. 期中管理部門

#### (1) 条件変更先や経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者への適切な経営支援・再生支援の促進

- ① 条件変更先や経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者を中心に、国の補助事業である経営安定化支援事業や協会独自の専門家活用事業を活用し、専門家による経営相談及び経営改善計画策定支援を行い、経営の改善につなげていきます。  
また、経営改善の兆しが見え、かつ経営改善意欲のある条件変更先に対して、経営改善サポート保証等経営支援型保証制度を活用して正常化を推進し、併せて、資金繰り支援も実施します。
- ② 地域経済への影響も考慮しつつ、愛媛県中小企業再生支援協議会や金融機関等と連携し、求償権放棄、不等価譲渡及び保証付債権の資本的劣後債権への転換等、抜本的な再生支援に取り組みます。

#### (2) 金融機関及び中小企業支援機関と連携した経営支援・再生支援の推進

- ① 中小企業支援ネットワーク会議において、中小企業・小規模事業者の経営改善・再生支援に向けての認識を共有するとともに、各支援機関と連携した支援体制の強化、各種支援施策の推進を図ります。
- ② 複数の金融機関と取引のある企業の事務的な負担軽減を図るべく経営サポート会議を積極的に開催し、中小企業・小規模事業者の早期経営改善に取り組みます。
- ③ 四国広域での中小企業基盤整備機構出資官民一体型再生ファンドへの参加により、中小企業支援機関や金融機関とともに中小企業者の再生支援に取り組み、地域経済の活性化につなげます。

### 3. 回収部門

#### (1) 回収の早期着手の徹底による回収の推進

期中管理部門と連携して代位弁済までに関係人の現況把握を行い、早期回収に着手します。また、事業再生において求償権消滅保証等の特殊手法を活用し、関係部署との連携を密にすることで回収の推進を図ります。

#### (2) 求償権の現況把握強化による回収方針の明確化・効率化の推進

既存求償権先に対しても、適宜関係人や担保物件などの現況把握を強化することで回収方針を明確にし、法的措置の実施や損害金軽減、一部弁済による保証債務免除等を検討し、回収の最大化を図ります。また、回収見込等がないと判断される案件に対しては、速やかに管理事務停止や求償権整理を行い、回収可能案件に注力することにより、回収業務の効率化を図ります。

### (3)回収目標管理の徹底と定期回収の底上げ

回収担当部署に対するヒアリングを行い、回収目標の進捗状況を管理します。また、定期先の入金管理を徹底し、増額交渉を行うなど定期回収の底上げを図ります。

さらに、不定期先については、交渉頻度を高めて定期化を図り、定期回収先数の増加に努めます。

### (4)回収担当者の資質・能力の向上

顧問弁護士を招聘して、訴訟事例や法的手続きなど専門的知識を習得する内部研修の実施やベテラン職員が有する回収成功事例をテーマとした研修を通じて、職員の資質や能力のスキルアップを図ります。

## 4. その他間接部門

### (1)信用補完制度の堅持・拡充に向けた取り組みへの対応

持続可能な信用補完制度を堅持するため、主務省の指導のもと実施される具体的な取り組みについて、体制整備や運営のための措置を講じていきます。

### (2)広報活動の充実

- ①金融機関・商工団体等に対する訪問・意見交換会等を通じた広報活動に努め、信用保証制度・信用保証業務に関する正しい知識と理解が得られるよう取り組みます。
- ②従来からの広報物については、随時、構成を含めた見直しを図り、利便性の向上に努めます。また、ホームページの充実、テレビCM、ネット動画の配信、創業漫画等、LINE@アカウントの取得など、新たな媒体を利用した広報活動に組み込み、保証協会の認知度の向上に努めます。

### (3)人材育成の充実・強化

協会を取り巻く厳しい環境の変化の中で、中小企業・小規模事業者の経営支援、再生支援や創業支援など多様なニーズに対応でき、かつ協会の存在意義を高める新たなサービスや価値を創造できる人材の育成に努めるためにも、中小企業診断士等の公的資格や全国信用保証協会連合会が実施する信用調査検定の資格取得を促進し、業務に有用な専門的知識を有する人材の確保に努めます。また、外部研修への参加や内部研修の充実に取り組む等、研修機会の拡充を図ることで当協会の経営資源である人材の育成に繋げていきます。

### (4)目利き能力の向上

これまで実施してきた中小企業・小規模事業者に対する現地実調を充実強化し、経営者と面談することで経営方針を把握するなど信頼関係を構築するとともに財務面のみならず技術力や成長性等も把握し、保証業務や経営支援等に活用します。また、これに併せて、内在している問題点の早期認識などの情報を収集する力を高めることにより目利き能力を向上させます。

### (5)システムの安定稼働

当協会は独自システムを構築しており、更なるシステムの充実を図るべく各方面からの情報収集に努めるとともに、これまで行ってきた各部署と連携した独自システム構築を引き続き推進することでシステムの有効活用を図ります。

### (6)コンプライアンス態勢の維持・強化

コンプライアンス・プログラムに基づく研修や啓蒙活動によりコンプライアンス意識の浸透を更に徹底し、内部監査やコンプライアンス・チェックシートによる遵守状況の確認、コンプライアンス担当者会議やコンプライアンス委員会での点検・検証等により、コンプライアンス態勢の維持・強化に取り組めます。

## 業務計画

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	前年度実績比
保証承諾	56,000	103.8
保証債務残高	141,000	92.8
代位弁済	1,300	126.5
実際回収	850	95.9

(単位:百万円)

基本財産	年度末残高
基金	3,571
基金準備金	9,712
合計	13,283

## 収支計画

(単位:百万円)

支出の部		収入の部	
科 目	金額	科 目	金額
<b>経常支出</b>		<b>経常収入</b>	
業務費	1,096	保証料	1,537
借入金利息	0	運用資産収入	149
信用保険料	769	その他	162
責任共有負担金納付金	0		
雑支出	0		
計	1,865	計	1,848
<b>経常外支出</b>		<b>経常外収入</b>	
求償権償却	1,081	償却求償権回収金	135
責任準備金繰入	856	責任準備金戻入	916
求償権償却準備金繰入	159	求償権償却準備金戻入	108
その他	18	求償権補填金戻入	973
		その他	0
計	2,114	計	2,132
		制度改革促進基金取崩額	0
<b>当期収支差額</b>	1		
<b>合計</b>	<b>3,980</b>	<b>合計</b>	<b>3,980</b>

# 平成29年度事業報告

## 事業概況

### ■事業方針

当協会では、中小企業・小規模事業者のニーズに応じた金融支援及び経営支援に積極的に対応するため、金融機関等との連携を強化し、国や地方公共団体の諸施策による種々の保証制度や当協会独自商品の推進を図り、中小企業・小規模事業者の金融の円滑化に寄与すること、創業先に対しては、県等が創設した支援制度を活用するほか、自治体・商工団体との連携により創業者への保証推進を図ること、経営内容の悪化先や返済緩和先に対し、国の補助事業である「経営安定化支援事業」を活用し、専門家による経営相談や経営改善計画策定支援を行うことで、積極的に経営改善や事業再生の支援強化に取り組むことを事業方針として、次のような平成29年度の事業計画を策定しました。

- |   |                  |           |            |
|---|------------------|-----------|------------|
| 1 | 保証計画             | (1)保証承諾   | 70,000百万円  |
|   |                  | (2)保証債務残高 | 157,000百万円 |
| 2 | 保証業務の推進          |           |            |
| 3 | 期中管理の強化          |           |            |
| 4 | 求償権管理の充実と回収の促進   |           |            |
| 5 | 事務の改善、合理化        |           |            |
| 6 | 職員研修の充実・強化       |           |            |
| 7 | 広報活動の充実・強化       |           |            |
| 8 | コンプライアンス態勢の充実・強化 |           |            |

### ■県下の経済金融情勢

平成29年度の県内経済は、個人消費の持ち直しの動きが拡がり、企業の生産活動も振れを伴いつつ緩やかな持ち直しが続いており、雇用情勢の改善もあって、総じて回復基調にありました。

各金融機関による低金利の中、金融機関の貸し出し姿勢は積極的で、設備投資も活発化していることから、貸出金残高は高水準で推移しました。

一方で、企業倒産件数は3年振りに増加しましたが、負債総額は3.5%減の114億円となり、過去10年間では最も低く、低位の水準に止まりました。

### ■当期の業績

平成29年度の業績は次のとおりとなりました。

#### (1)保証承諾

		対前年比
件数	5,865件	95.01%
金額	53,932百万円	83.99%

金融機関の貸し出し姿勢は積極的であったものの、超低金利の常態化による保証料負担の割高感、担保や保証に依存しないプロパー融資推進等が要因となり、保証承諾金額で前年度を10,279百万円下回りました。

#### (2)保証債務残高

		対前年比
件数	21,827件	95.06%
金額	151,940百万円	90.80%

保証承諾額が減少したことから、当年度の期末保証債務残高についても件数で1,134件減少し、金額は前年度より15,399百万円減少し、計画の157,000百万円を5,060百万円下回りました。

### (3) 代位弁済

		対前年比
件数	152件	99.35%
金額	1,028百万円	100.90%

中小企業金融円滑化法の終了後も、金融機関や中小企業支援機関の県内中小企業に対する支援は不変で、低位の水準が続いていますが、前年度は件数で1件減少し、金額で9百万円の増加に止まりました。

なお、代位弁済率は保証債務平均残高比0.66%と前年度の0.59%を0.07%上回る結果となりました。

### (4) 求償権

#### ① 対債務者回収

		対前年比
件数	78件	83.87%
金額	886百万円	123.92%

担保や第三者保証人のない回収財源の乏しい求償権の累増とともに求償権の質的劣化も進行していますが、金額では前年度を175百万円上回り、損害金軽減による一括弁済など回収促進に伴い、計画700百万円に対しても186百万円上回る結果となりました。

#### ② 求償権帳簿

		対前年比
件数	131件	100.00%
金額	256百万円	99.22%

代位弁済額が前年と同程度であり、帳簿上求償権は対前年金額比99.22%と2百万円減少しました。

#### ③ 求償権償却

		対前年比
件数	366件	150.62%
金額	890百万円	66.47%

(株)日本政策金融公庫からの受領保険金の減少、自己償却額の減少により、前年度を449百万円下回る実績となりました。

### (5) 基本財産

(単位:千円)

区分	期別	前期末	当期中増加額	当期中減少額	当期末
基金		3,571,536	0	0	3,571,536
基金準備金		9,647,509	40,593	0	9,688,102
計		13,219,045	40,593	0	13,259,638

以上の結果、当期収支差額は80百万円となり、40百万円を収支差額変動準備金へ、40百万円を基本財産へそれぞれ繰り入れました。

これにより、基金、基金準備金を合わせた基本財産は、13,259百万円となり、前年度より40百万円増加しました。

### ■平成29年度経営計画の達成に関する評価及び公表

業務運営にかかる経営の透明性をより一層向上させ、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。

平成29年度の外部評価報告書につきましては、当協会のホームページに掲載する予定です。

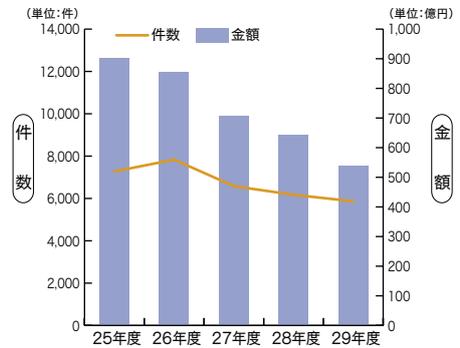
# 信用保証実績

## ●最近5年間の保証状況

### <保証承諾>

(単位:件、千円、%)

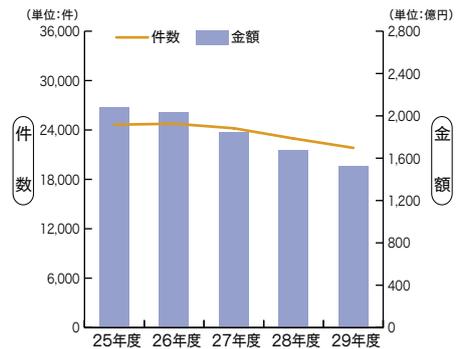
	件数	金額	対前年度比	1件平均金額
平成25年度	7,275	90,346,043	98.97	12,419
平成26年度	7,833	85,376,087	94.50	10,900
平成27年度	6,580	70,626,058	82.72	10,733
平成28年度	6,173	64,211,489	90.92	10,402
平成29年度	5,865	53,932,358	83.99	9,196



### <保証債務残高>

(単位:件、千円、%)

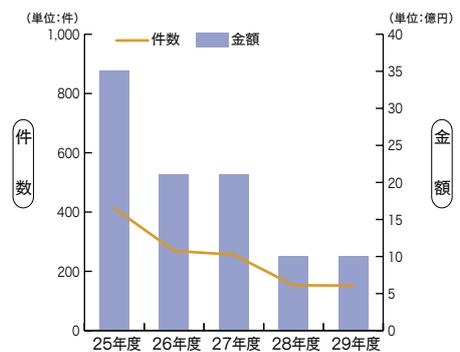
	件数	金額	対前年度比	1件平均金額
平成25年度	24,635	208,255,083	95.24	8,454
平成26年度	24,762	203,336,248	97.64	8,212
平成27年度	24,206	184,491,828	90.73	7,622
平成28年度	22,961	167,339,438	90.70	7,288
平成29年度	21,827	151,940,153	90.80	6,961



### <代位弁済>

(単位:件、千円、%)

	件数	金額	対前年度比	1件平均金額
平成25年度	413	3,507,924	69.15	8,494
平成26年度	269	2,184,449	62.27	8,121
平成27年度	256	2,106,691	96.44	8,229
平成28年度	153	1,019,035	48.37	6,660
平成29年度	152	1,028,237	100.90	6,765



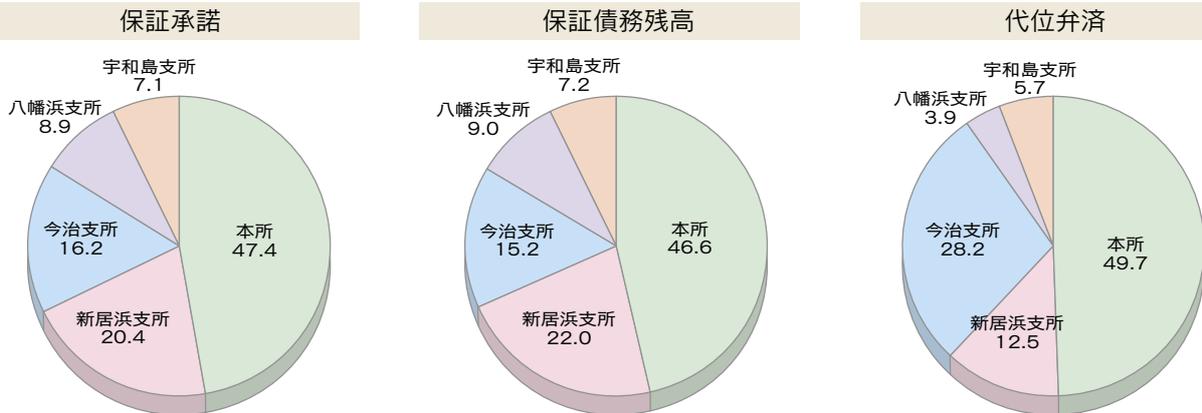
## ●平成29年度保証状況

### <本・支所別>

(単位:件、千円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比
本所	2,676	25,550,898	79.97	10,235	70,820,821	90.90	78	511,085	116.44
新居浜	1,274	11,019,770	89.12	4,788	33,488,924	89.96	28	128,126	93.98
今治	987	8,744,636	86.71	3,337	23,084,602	89.14	21	290,246	143.81
八幡浜	470	4,794,110	92.82	1,699	13,627,846	93.43	11	40,531	36.73
宇和島	458	3,822,944	82.28	1,768	10,917,960	93.18	14	58,248	44.26
合計	5,865	53,932,358	83.99	21,827	151,940,153	90.80	152	1,028,237	100.90

### 【構成比(%) (金額)】



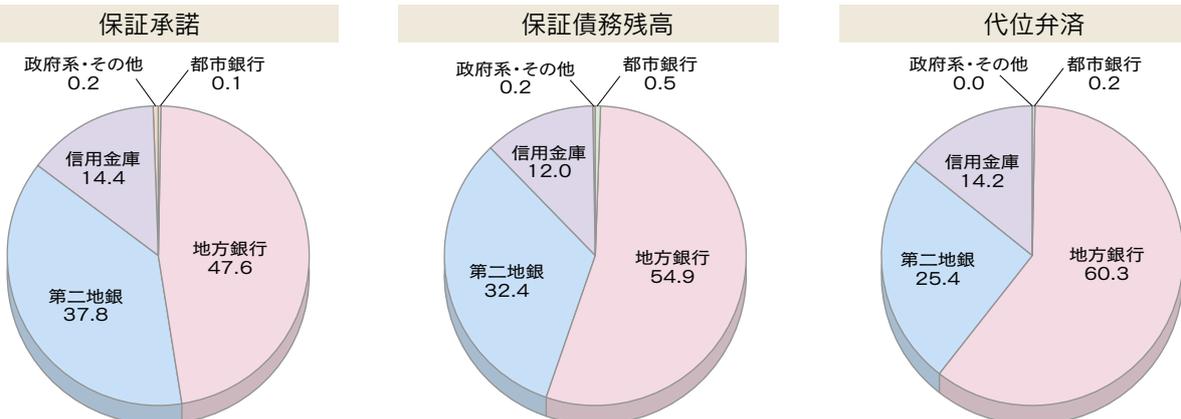
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

### <金融機関群別>

(単位:件、千円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比
都市銀行	3	40,000	9.30	49	700,336	67.94	1	1,906	—
地方銀行	2,155	25,684,894	79.09	9,286	83,380,731	88.50	61	619,792	107.73
第二地銀	2,316	20,366,480	86.04	7,870	49,225,277	92.78	56	260,877	73.62
信用金庫	1,382	7,745,584	102.82	4,567	18,294,916	99.16	34	145,662	173.25
政府系・その他	9	95,400	91.89	55	338,893	58.14	0	0	—
合計	5,865	53,932,358	83.99	21,827	151,940,153	90.80	152	1,028,237	100.90

### 【構成比(%) (金額)】



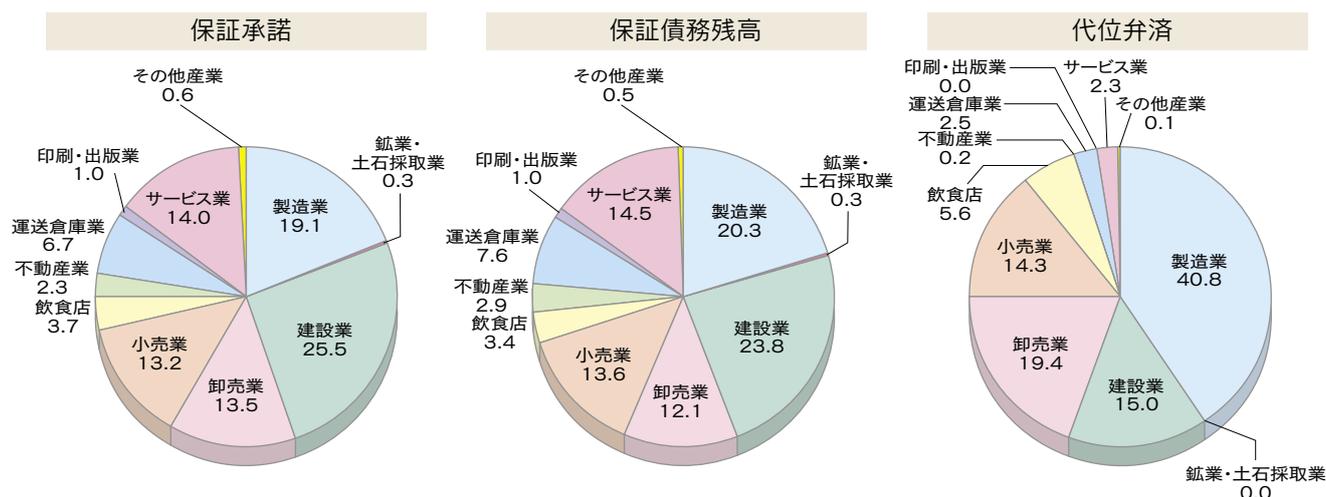
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

<業種別>

(単位:件、千円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比
製造業	910	10,271,504	90.41	3,450	30,888,177	88.38	25	419,155	192.57
鉱業・土石採取業	11	166,500	107.42	36	377,623	85.61	0	0	—
建設業	1,505	13,745,965	89.91	5,638	36,108,972	92.90	28	153,981	43.47
卸売業	600	7,280,296	84.61	2,149	18,414,719	88.03	24	199,042	96.27
小売業	895	7,136,202	72.44	3,293	20,699,989	92.67	34	146,987	103.78
飲食店	425	1,991,502	85.11	1,522	5,214,584	99.19	20	57,849	223.43
不動産業	133	1,239,390	54.30	533	4,333,749	86.37	1	1,709	—
運送倉庫業	239	3,633,490	78.38	966	11,571,852	87.74	7	25,213	68.81
印刷・出版業	48	563,000	92.14	192	1,559,982	91.91	0	0	0.00
サービス業	1,036	7,562,209	85.63	3,838	21,956,813	92.16	11	23,261	77.16
その他産業	63	342,300	136.37	210	813,693	97.27	2	1,038	—
合計	5,865	53,932,358	83.99	21,827	151,940,153	90.80	152	1,028,237	100.90

【構成比(%) (金額)】



※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

## 貸付条件変更の取組みについて

当協会では、平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を十分に理解した上で、中小企業のお客さまの経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組んでまいりました。

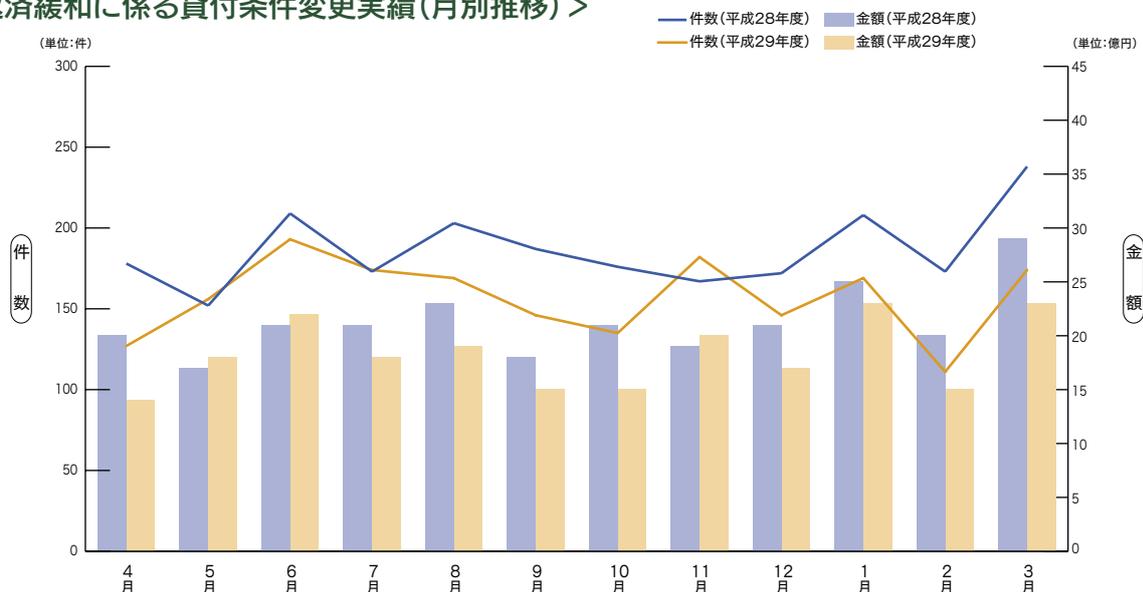
同法は平成25年3月で期限を迎えましたが、引き続き金融機関との連携を強化し、債務の一本化による返済負担軽減など、資金繰り円滑化に向けた課題解決へ取り組んでまいります。

### ＜返済緩和に係る貸付条件変更実績＞

(単位:件、千円、%)

	平成28年度		平成29年度	
	実績	対前年度比	実績	対前年度比
件数	2,236	91.56	1,882	84.17
金額	25,455,695	93.33	21,786,357	85.58

### ＜返済緩和に係る貸付条件変更実績(月別推移)＞



## セーフティネット保証の取組みについて

取引先の倒産や金融機関の破綻、業界不振等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し経営の安定を図るための資金をセーフティネット保証で支援しています。

本保証は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に該当することを要し、中小企業者住所地の市町長の認定書を取得し、お申込みしていただくこととなります。

本制度をご利用の場合、保証限度額は一般保証とは別枠で2億8,000万円までとなります。保証料率は割安な一律料率(1号～4号、6号)0.8% (5号、7号～8号)0.7% が適用されます。

平成29年度の承諾実績は、158件、2,970百万円(同年度全承諾額の5.5%を占める)で推移しました。

セーフティネット5号については、業況の悪化している業種を指定業種対象とし、四半期毎に指定業種が見直しされています。

平成30年4月1日から平成30年6月30日までの平成30年度第1四半期は、179業種が指定業種とされました。(1号～8号の認定要件については、別途協会ホームページ又はパンフレットなどをご参照ください。)

4月

### 「愛媛県信用保証協会創業支援チーム」を設置

4月1日より創業支援チームを設置し、県内全域に創業アドバイザーを配置しました。  
 創業支援チームは、企業支援課、松山事業部・各支所の創業支援担当者によって構成されており、県内全域で地域に密着した創業に関するサポート（創業相談や創業計画策定支援等）が可能となりました。

### 「地域産業応援保証(すごサポ)」の信用保証料割引がスタート

4月3日より、協会の独自商品「地域産業応援保証(すごサポ)」の信用保証料率を通常より0.15%引下げました。

本商品は、県内の優れた技術・製品・サービス等を持つ企業を「スゴ技」、「すご味」、「すごモノ」、「スゴVen.」データベースとして整備し、愛媛の豊富な資源を積極的に売り込むことで実需を創出していくという独自の地域経済活性化策に取り組んでいます。



### 信用保証料の全額補助

愛媛県内で創業しようとする方、事業承継に取り組もうとする方を対象として、県の融資制度のうち、新事業創出支援資金を利用する際は、信用保証料を愛媛県が全額補助することになりました。(※融資申込時に保証協会の利用がない方に限る)

実施期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までとなっています。



5月

### 「ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)」創設

5月1日より「ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)」の取扱いを開始しました。  
 瀬戸内を囲む7県(兵庫、岡山、広島、山口、香川、徳島、愛媛)の信用保証協会が共同で、瀬戸内エリア全体の観光関連事業に対して、瀬戸内観光の活性化のために必要な資金を円滑に供給します。

6月

### 愛媛県信用保証協会プロモーション事業を実施

6月1日より愛媛県内の中小企業・小規模事業者の皆さまに対し、当協会の取り組み等をテレビCMとインターネットを活用してお伝えするプロモーション事業を開始しました。保証協会を分かりやすく伝えるための特設ページも設置し、広報活動を強化しています。



## 平成28年度感謝状贈呈式

昭和60年度から信用保証付融資に優秀な実績を上げられた県下金融機関の店舗に対して感謝状の贈呈を行っております。平成28年度は43店舗を選考し、感謝状の贈呈を行いました。



10月

## 創業漫画を刊行

当協会の創業に関する取組みを紹介した漫画と、創業された方の体験談を掲載した創業漫画を刊行しました。



12月

## 「創業フォローアップ保証(セカンド)」創設

12月1日より、創業後の資金調達をサポートするため、協会独自の新品「創業フォローアップ保証(セカンド)」を創設しました。

本商品は通常の信用保証料率0.8%を0.3%まで引下げすることで、創業後の事業安定と持続的発展を応援します。



2月

## 「LINE@アカウント」を作成

中小企業者や金融機関、その他関係機関の皆様にご協会のことをさらに知っていただくために、LINE@アカウントを作成しました。保証制度や創業支援・経営支援に関する様々な情報を発信していきますので、友達登録をよろしくお願いいたします。

### 【友達登録方法】

LINEアプリ(下記①~③のいずれかを選択)

① 「友だち追加」を選択

QRコードを  
読み取り



② 「公式アカウント」を選択

「愛媛県信用保証協会」で  
検索

③ 「公式アカウント」を選択

IDで検索  
(ID: @ehime-cgc)  
※ID検索は、@から入力して下さい

# 平成29年度財務報告

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在 単位:千円、%)

借 方				貸 方			
科 目	平成28年度	平成29年度	対前年度比	科 目	平成28年度	平成29年度	対前年度比
現金	330	629	190.6	基本財産	13,219,045	13,259,638	100.3
現金	330	629	190.6	基金	3,571,536	3,571,536	100.0
小切手	0	0	-	基金準備金	9,647,509	9,688,102	100.4
預け金	6,368,192	6,162,098	96.8	制度改革促進基金	0	0	-
当座預金	0	0	-	収支差額変動準備金	4,347,204	4,387,204	100.9
普通預金	1,138,191	1,232,097	108.3	責任準備金	1,005,524	915,794	91.1
通知預金	0	0	-	求償権償却準備金	117,782	117,638	99.9
定期預金	5,230,000	4,930,000	94.3	退職給与引当金	611,773	627,603	102.6
郵便貯金	1	1	100.0	損失補償金	0	0	-
金銭信託	0	0	-	保証債務	167,339,438	151,940,153	90.8
有価証券	15,818,083	15,817,986	100.0	求償権補てん金	0	0	-
国債	0	0	-	保険金	0	0	-
地方債	8,087,828	8,088,048	100.0	損失補償補てん金	0	0	-
社債	7,729,255	7,728,938	100.0	借入金	0	0	-
株式	1,000	1,000	100.0	長期借入金	0	0	-
受益証券	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
その他有価証券	0	0	-	短期借入金	0	0	-
新株予約権	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
再生ファンド出資	0	0	-	収支差額変動準備金造成資金	0	0	-
動産・不動産	284,496	275,600	96.9	雑勘定	4,063,347	3,849,679	94.7
事業用不動産	273,069	266,590	97.6	仮受金	36,533	159,321	436.1
事業用動産	11,427	9,010	78.8	保険納付金	60,288	75,827	125.8
所有動産・不動産	0	0	-	損失補償納付金	4,081	5,985	146.7
損失補償金見返	0	0	-	未経過保証料	3,958,835	3,604,538	91.1
保証債務見返	167,339,438	151,940,153	90.8	未払保険料	1,258	1,208	96.0
求償権	257,789	256,375	99.5	未払費用	2,351	2,800	119.1
譲受債権	0	0	-				
雑勘定	635,787	644,868	101.4				
仮払金	1,687	67,378	3,994.0				
保証金	0	0	-				
厚生基金	60,884	54,664	89.8				
連合会出資金	0	0	-				
連合会勘定	2,817	300	10.6				
未収利息	32,969	28,591	86.7				
未経過保険料	537,430	493,935	91.9				
合 計	190,704,114	175,097,709	91.8	合 計	190,704,114	175,097,709	91.8

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

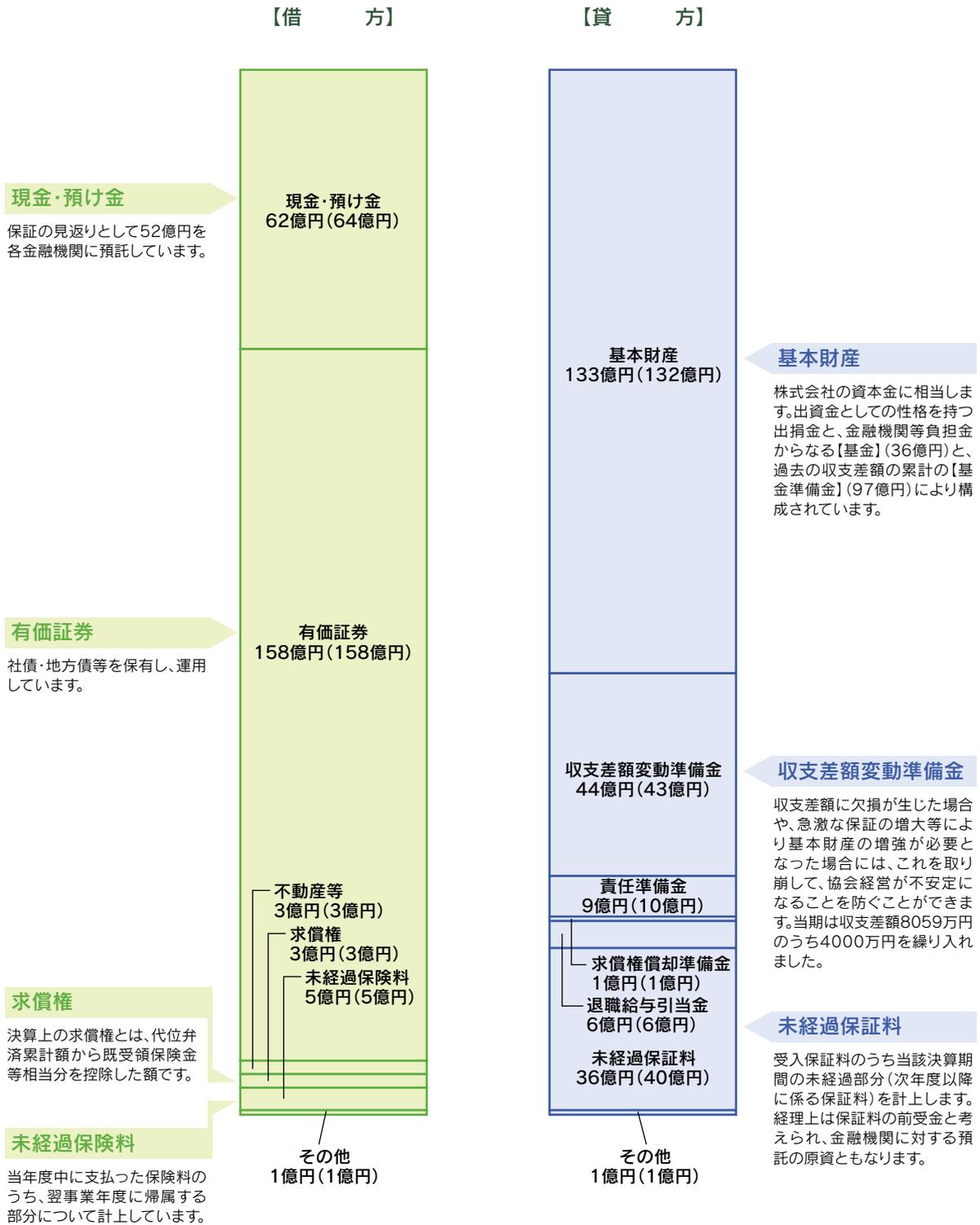
## 財産目録

(平成30年3月31日現在 単位:千円、%)

資 産				負 債			
科 目	平成28年度	平成29年度	対前年度比	科 目	平成28年度	平成29年度	対前年度比
現金	330	629	190.6	責任準備金	1,005,524	915,794	91.1
預け金	6,368,192	6,162,098	96.8	求償権償却準備金	117,782	117,638	99.9
金銭信託	0	0	-	退職給与引当金	611,773	627,603	102.6
有価証券	15,818,083	15,817,986	100.0	損失補償金	0	0	-
その他有価証券	0	0	-	保証債務	167,339,438	151,940,153	90.8
動産・不動産	284,496	275,600	96.9	求償権補てん金	0	0	-
損失補償金見返	0	0	-	借入金	0	0	-
保証債務見返	167,339,438	151,940,153	90.8	雑勘定	4,063,347	3,849,679	94.7
求償権	257,789	256,375	99.5				
譲受債権	0	0	-				
雑勘定	635,787	644,868	101.4				
合 計	190,704,114	175,097,709	91.8	合 計	173,137,864	157,450,867	90.9
				正味財産	17,566,250	17,646,842	100.5

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

# 平成29年度貸借対照表(図解)



※( )内は前期の数字  
 ※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、このグラフからは除いてあります。  
 ※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

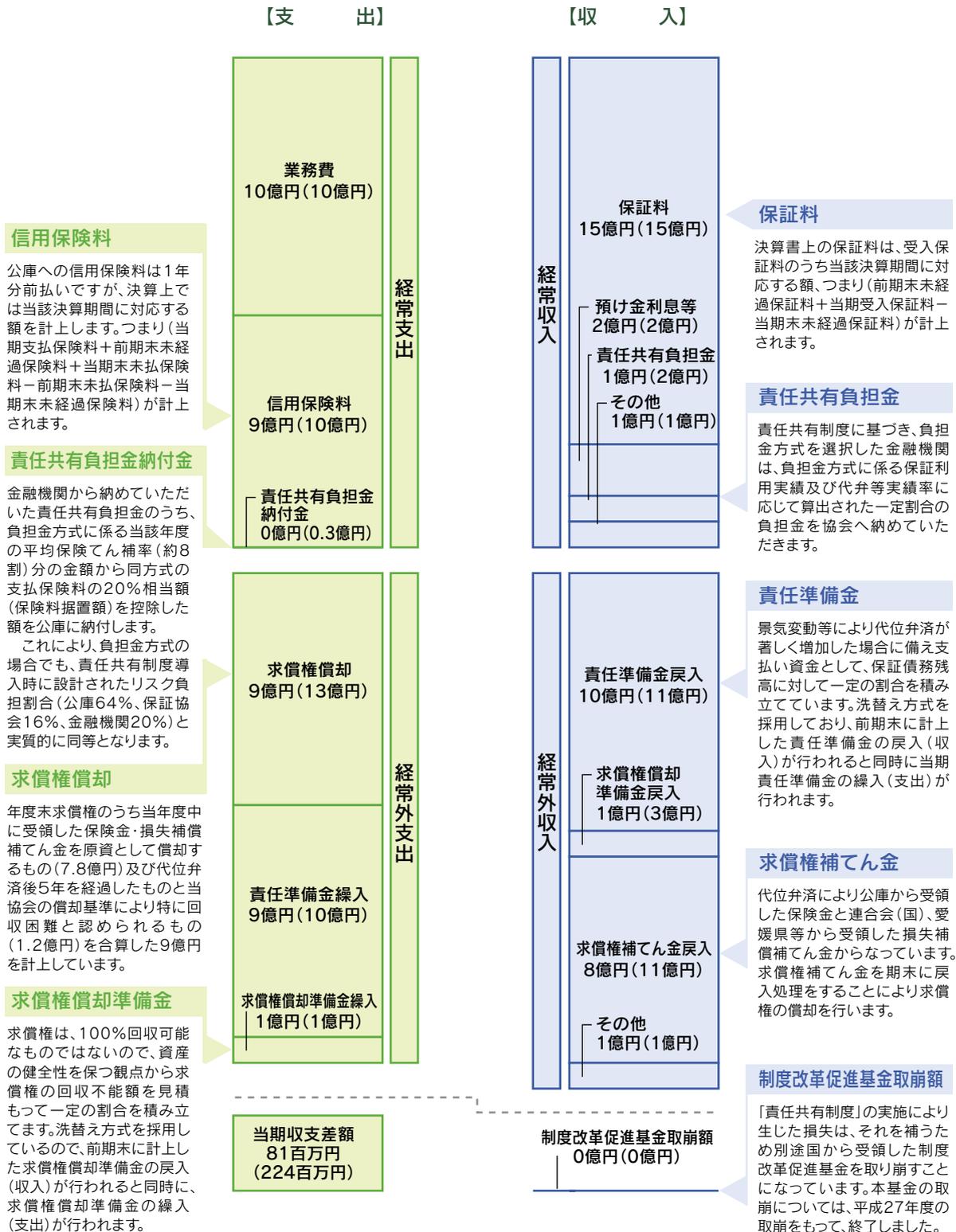
# 収支計算書

(平成30年3月31日現在 単位:千円、%)

支 出				収 入			
科 目	平成28年度	平成29年度	対前年度比	科 目	平成28年度	平成29年度	対前年度比
経常支出	1,975,026	1,907,799	96.6	経常収入	2,113,514	1,894,567	89.6
業務費	994,215	1,002,585	100.8	保証料	1,546,212	1,479,509	95.7
役職員給与	500,542	490,126	97.9	預け金利息	1,671	914	54.7
退職給与引当金繰入	43,697	46,241	105.8	有価証券利息・配当金	189,867	164,042	86.4
その他人件費	125,591	126,273	100.5	調査料	0	0	-
旅費	5,619	7,799	138.8	延滞保証料	16,355	11,277	69.0
事務費	162,258	167,143	103.0	損害金	24,643	23,171	94.0
賃借料	53,503	53,765	100.5	事務補助金	83,511	57,626	69.0
動産・不動産償却	8,712	8,888	102.0	責任共有負担金	238,767	144,461	60.5
信用調査費	18,878	19,577	103.7	雑収入	12,487	13,565	108.6
債権管理費	32,992	35,870	108.7				
指導普及費	26,025	29,340	112.7				
負担金	16,400	17,563	107.1				
借入金利息	0	0	-				
信用保険料	954,937	905,214	94.8				
責任共有負担金納付金	25,784	0	0.0				
雑支出	90	0	-				
経常収支差額	138,488	△ 13,232	- 9.6				
経常外支出	2,473,782	1,932,407	78.1	経常外収入	2,559,324	2,026,231	79.2
求償権償却	1,339,356	889,754	66.4	償却求償権回収金	101,848	130,613	128.2
譲受債権償却	0	0	-	責任準備金戻入	1,110,597	1,005,523	90.5
有価証券償却	0	0	-	求償権償却準備金戻入	258,167	117,782	45.6
雑勘定償却	10,618	8,478	79.8	求償権補てん金戻入	1,088,713	772,311	70.9
退職金	460	736	160.0	保険金	982,663	694,819	70.7
責任準備金繰入	1,005,524	915,794	91.1	損失補償補てん金	106,049	77,492	73.1
求償権償却準備金繰入	117,782	117,638	99.9	補助金	0	0	-
その他支出	42	7	-	その他収入	0	0	-
経常外収支差額	85,542	93,824	109.7				
				制度改革促進基金取崩額	0	0	-
				収支差額変動準備金取崩額	0	0	-
当期収支差額	224,030	80,592	36.0				
収支差額変動準備金繰入額	112,000	40,000	35.7				
基本財産繰入額	112,030	40,592	36.2				

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

# 平成29年度収支計算書(図解)



※( )内は前期の数字  
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

# 基本財産

## ■基本財産とは

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保としての性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の50倍と定められています。したがって、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

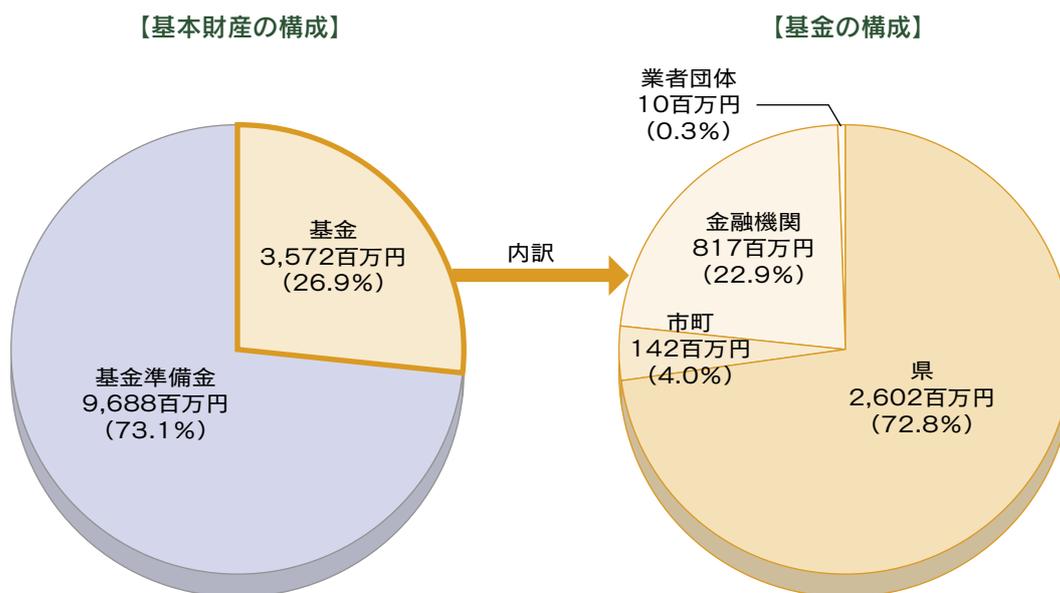
なお平成29年度は、保証債務残高1,519億円に対して、基本財産は133億円で、実際倍率は11.4倍となりました。

## ■基本財産の構成

基本財産は、基金、基金準備金で構成されています。

- ①基金 : 県、市町から拠出いただいた出捐(しゅつえん)金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金 : 毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れをした金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

## ■基本財産の内訳(平成30年3月31日現在)



(平成30年3月31日現在)

基本財産	13,260百万円
①基金	3,572百万円
地方公共団体出捐金	2,744百万円
金融機関等負担金・出捐金	828百万円
②基金準備金	9,688百万円

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

## ■基本財産の推移

(単位:千円)



(単位:千円)

年 度	基本財産	基本財産		
		基 金	基金準備金	金融安定化特別基金
平成15年度	11,360,168	3,492,518	7,093,912	773,738
平成16年度	11,644,024	3,545,426	7,263,162	835,436
平成17年度	11,830,855	3,571,536	7,454,812	804,507
平成18年度	12,074,475	3,571,536	7,697,554	805,385
平成19年度	12,244,004	3,571,536	7,866,494	805,974
平成20年度	12,316,446	3,571,536	7,948,212	796,698
平成21年度	11,589,205	3,571,536	8,017,669	0
平成22年度	11,784,462	3,571,536	8,212,926	0
平成23年度	12,068,039	3,571,536	8,496,503	0
平成24年度	12,422,133	3,571,536	8,850,597	0
平成25年度	12,758,131	3,571,536	9,186,594	0
平成26年度	12,993,364	3,571,536	9,421,828	0
平成27年度	13,107,015	3,571,536	9,535,479	0
平成28年度	13,219,045	3,571,536	9,647,509	0
平成29年度	13,259,638	3,571,536	9,688,102	0

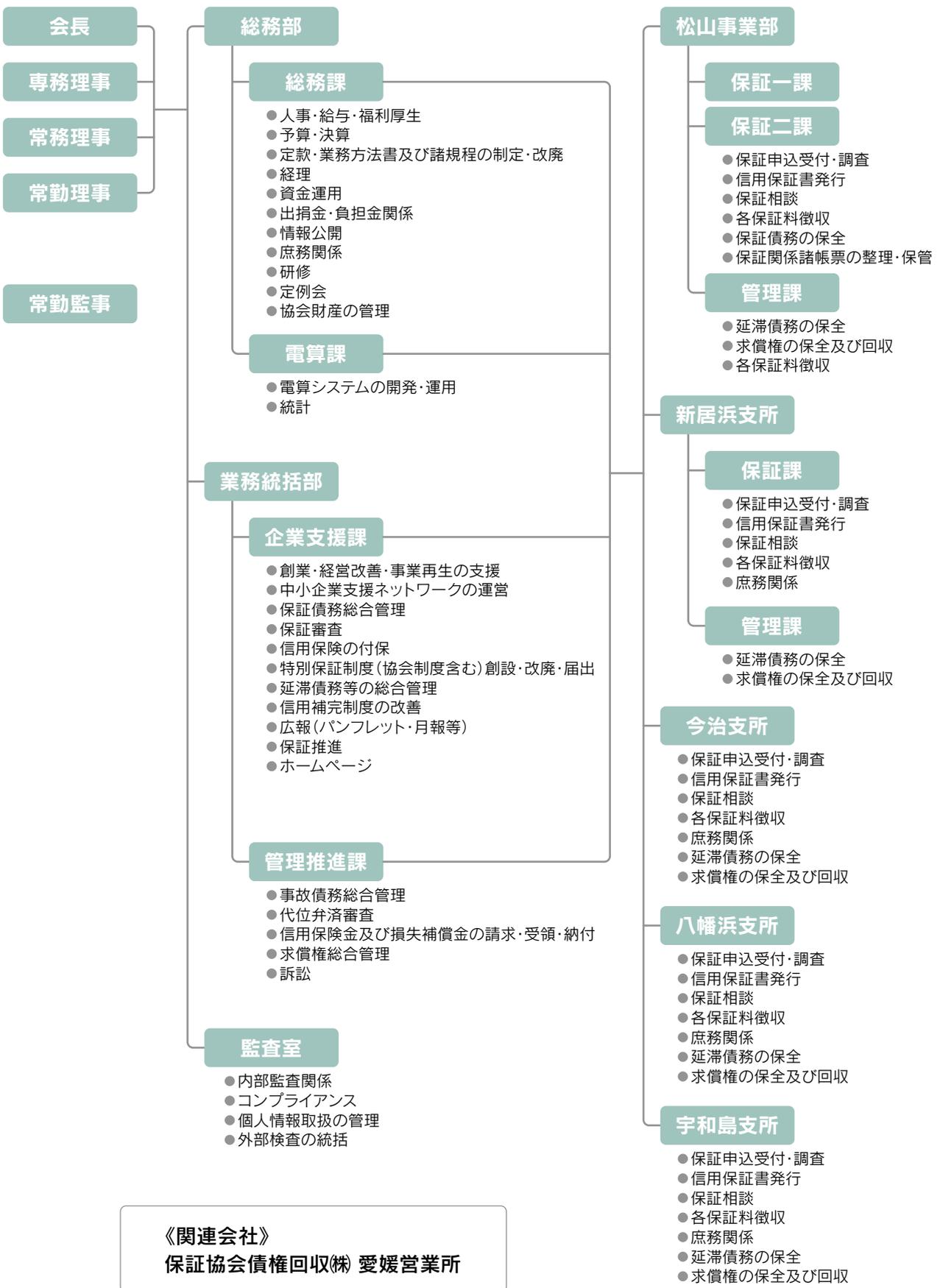
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

# 役員構成・組織図・ネットワーク

## 役員構成

(平成30年4月1日現在)

会 長	上 甲 啓 二	常勤
専務理事	石 川 孝 夫	常勤
常務理事	渡 部 卓 記	常勤
常勤理事	井 手 正 一	常勤
理 事	長 井 明 美	税理士
理 事	大 城 一 郎	愛媛県市長会会長
理 事	清 水 雅 文	愛媛県町村会会長
理 事	星 加 隆 夫	西条商工会議所会頭
理 事	佐 伯 要	松山商工会議所会頭
理 事	藤 村 泰 雄	伊予商工会議所会頭
理 事	村 上 友 則	愛媛県商工会連合会会長
理 事	服 部 正	愛媛県中小企業団体中央会会長
理 事	大 塚 岩 男	伊予銀行頭取
理 事	本 田 元 広	愛媛銀行頭取
理 事	弓 山 慎 也	愛媛信用金庫理事長
理 事	本 間 逸 夫	商工組合中央金庫松山支店長
監 事	是 澤 一 記	常勤
監 事	廣 瀬 了	宇和島商工会議所会頭
監 事	山 邊 彰 三	公認会計士



# ネットワーク

## ■県内ネットワーク

当協会は本所と4つの支所を設置し、各地域の特性に応じた保証業務を展開しています。

### ■本所・松山事業部

〒790-8651  
松山市一番町4丁目1番地2  
中小企業会館1~3階  
(松山事業部)  
保証一課・保証二課・管理課  
TEL(089)931-2118  
FAX(089)931-2174

**業務区域**  
松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町

(総務部)  
総務課  
TEL(089)931-2111(代)  
FAX(089)931-2107  
電算課  
TEL(089)931-2115  
FAX(089)931-2170

(業務統括部)  
企業支援課  
TEL(089)931-2116  
TEL(089)931-2114  
FAX(089)931-2107  
管理推進課  
TEL(089)931-2117  
FAX(089)931-2107

(監査室)  
TEL(089)931-2180  
FAX(089)931-2107

### ■今治支所

〒794-0042  
今治市旭町2丁目3番地20  
今治商工会議所ビル5階  
TEL(0898)23-0170  
FAX(0898)23-0758

**業務区域**  
今治市・上島町

### ■新居浜支所

〒792-0025  
新居浜市一宮町2丁目4番8号  
新居浜商工会館2階  
(保証課)  
TEL(0897)33-8282  
FAX(0897)33-8284  
(管理課)  
TEL(0897)33-8292  
FAX(0897)33-8293

**業務区域**  
新居浜市・西条市・四国中央市

### ■八幡浜支所

〒796-8691  
八幡浜市1590番地22  
八幡浜商工会館4階  
TEL(0894)22-2003  
FAX(0894)22-3137

**業務区域**  
八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

### ■宇和島支所

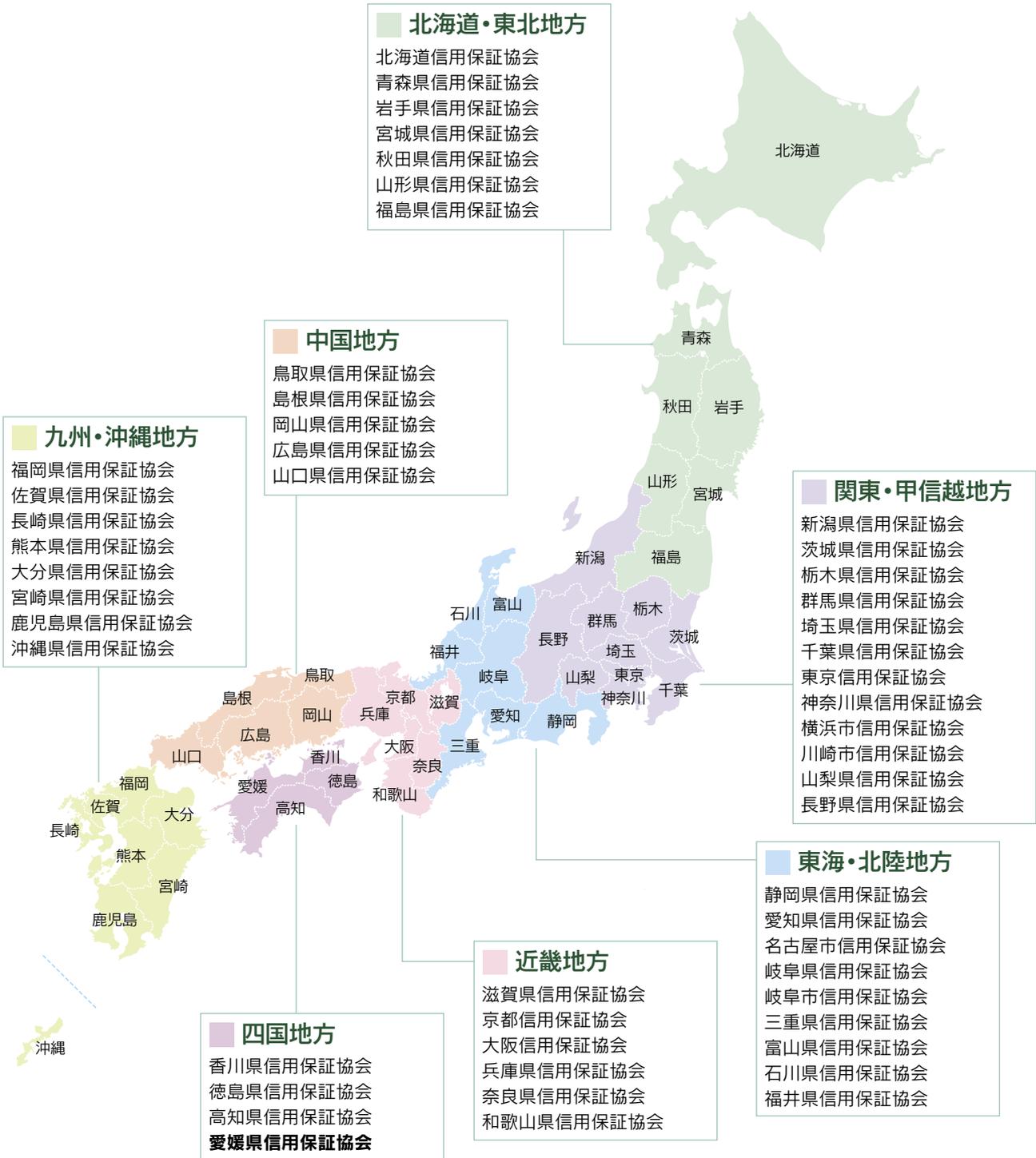
〒798-0040  
宇和島市中央町1丁目9番10号  
愛媛新聞ビル5階  
TEL(0895)22-6556  
FAX(0895)22-6583

**業務区域**  
宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

## ■全国ネットワーク

信用保証協会は各都道府県および4市に計51の協会が設置されています。

全国の信用保証協会の保証債務残高は約22兆円(平成29年度末)、信用保証協会を利用している中小企業は約126万企業におよんでいます。



## 本所

〒790-8651  
松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1～3階

### 〈松山事業部〉

保証一課・保証二課・管理課  
TEL(089)931-2118 FAX(089)931-2174  
〔業務区域〕松山市・東温市・伊予市・久万高原町・  
砥部町・松前町

### 〈総務部〉

総務課  
TEL(089)931-2111(代) FAX(089)931-2107  
電算課  
TEL(089)931-2115 FAX(089)931-2170

### 〈業務統括部〉

企業支援課  
TEL(089)931-2116 FAX(089)931-2107  
TEL(089)931-2114  
管理推進課  
TEL(089)931-2117 FAX(089)931-2107

### 〈監査室〉

TEL(089)931-2180 FAX(089)931-2107

ホームページアドレス <http://www.ehime-cgc.or.jp/>

## 新居浜支所

〒792-0025  
新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階  
〈保証課〉

TEL(0897)33-8282 FAX(0897)33-8284

### 〈管理課〉

TEL(0897)33-8292 FAX(0897)33-8293  
〔業務区域〕新居浜市・西条市・四国中央市

## 今治支所

〒794-0042  
今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階  
TEL(0898)23-0170 FAX(0898)23-0758  
〔業務区域〕今治市・上島町

## 八幡浜支所

〒796-8691  
八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階  
TEL(0894)22-2003 FAX(0894)22-3137  
〔業務区域〕八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

## 宇和島支所

〒798-0040  
宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階  
TEL(0895)22-6556 FAX(0895)22-6583  
〔業務区域〕宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町